

平成21年第6回邑南町議会定例会(第17日)会議録

1. 招集月日 平成21年 8 月 2 8 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成21年 9 月 3 0 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
閉会 午後 2 時 4 8 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
1 0 番	日 高 學	1 1 番	石 橋 純 二	1 2 番	高 本 勝 藏	1 3 番	山 中 康 樹
1 4 番	長谷川 敏郎	1 5 番	日 高 勝 明	1 6 番	三 上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
1 1 番	石 橋 純 二	1 2 番	高 本 勝 藏	1 3 番	山 中 康 樹	1 4 番	長谷川 敏郎
1 5 番	日 高 勝 明	1 6 番	三 上 徹				

7. 欠席議員 1 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
10番	日 高 學						

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治
定住企画課長	細 貝 芳 弘	財政課長	藤 間 修	情報推進課長	安 原 賢 二
町民課長	表 正 司	税務課長	東 義 正	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	藤 田 憲 司	建設課長	洲 濱 芳 文	水道課長	松 川 好 史
保健課長	大 矢 輝 美	会計管理者	藤 井 克 史	瑞穂支所長	佐々木 孝義
羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	日 高 隆	教育長	土 居 達 也
学校教育課長	三 上 俊 二	生涯学習課長	森 岡 弘 典	監査委員	實 田 讓

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局主任 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
14番	日高勝明	1番	大屋光宏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成21年第6回邑南町議会定例会議事日程(第17日)

平成21年9月30日(水) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 請願の委員長報告

請願第2号 国保の資格証明書をめぐる請願

請願第3号 後期高齢者医療制度をめぐる請願

日程第4 議案の討論、採決

議案第74号 平成20年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第75号 平成20年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第76号 平成20年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 平成20年度邑南町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第78号 平成20年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号 平成20年度邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号 平成20年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号 平成20年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第82号 邑南町職員の勤務時間短縮に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第83号 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第84号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について

議案第85号 邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第86号 平成21年度邑南町一般会計補正予算第3号について

議案第87号 平成21年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について

議案第88号 平成21年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について

議案第89号 平成21年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第1号について

議案第90号 平成21年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について

議案第91号 平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第92号 平成21年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第93号 平成21年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

平成21年第6回邑南町議会定例会追加議事日程(第17日)

平成21年9月30日(水)

追加日程第1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第94号 邑南町飛行場外離着陸場条例の制定について

平成21年 第6回 邑南町議会定例会(第17日)会議録

平成21年9月30日(水)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成21年第6回 邑南町議会定例会第17日目の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。15番日高勝明議員、1番大屋議員をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(三上徹) 日程第2 一般質問、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。通告順位第10号清水議員登壇をお願いいたします。

- 清水議員(清水優文) 議長。

- 議長(三上徹) はい、清水議員。

- 清水議員(清水優文) 6番、清水優文でございます。今回私は定住自立圏構想、町の未利用土地、建物の今後の対応、河川の環境整備について3点通告しております。よろしく願いいたします。では最初に定住りじつ、自立圏構想についてでございますが、総務省が定住促進市町村合併後の広域行政の仕組みとして、新たに定住自立圏を創設されております。我々の地域の活性化、定住促進、中山間地域は守られるのでしょうか。高齢化や過疎化による限界集落の増加は止められるのでしょうか。次の点について伺います。定住自立圏の仕組みについて伺います。一つ想定されるサービス、財政支援などの優遇措置は。よろしくお願いします。

- 細貝定住企画課長(細貝芳弘) 番外。

- 議長(三上徹) はい、定住企画課長。

- 細貝定住企画課長(細貝芳弘) おはようございます。先ほど議員さんのご質問でございますが、定住圏の構想の仕組みにつきましては、例えば総合病院やあるいは図書館、大型ショッピングセンターなどの機能を備える人口5万人以上の中心市と周辺の市町村が施設の活用や医療、福祉のサービス、これらを含めまして協定を結び一体的な地域運営を目指すということになっております。これをするためにはまず、5万人以上の市が中心宣言をしまして、周辺市町村の名前をあげまして、連携する内容を公表する必要がある、あるようになっております。この施策は、基本的には中心市が一緒になってやりましょうと言わなければ、動けないというような仕組みになっておりまして、そういう発言があつて、周辺市町村としましては、では一緒に参加しましょうということになりますと動けるというルールでございます。現在のところ近隣市町村が中心市宣言をするとの情報はこちらには入ってきておりませんが、情報収集に努めながら動向を見守って行きたいというふうに思っ

ております。次に、想定されるサービスのことでございますが、まず、定住自立、自立圏の協定を締結しまして、定住自立共生ビジョンを策定して、した後、想定され、されるサービスとしまして、今あげられていますのが、例えば、緊急の医療確保対策とか、あるいは中心市と周辺自治体とのバス交通網の充実、更には県境を越えた都市と農村の共生、対流を活性化する取り組み、また自然、文化、伝統等の山村特有の資源を活用した取り組みなどが考えられておるところでございます。で、財政支援などの優遇措置の関係でございますが、まず、この協定を締結した後、周辺市町村には特別交付税の措置がされるようになっております。中心市につきましては年間4千万円、周辺市町村につきましては年間1千万円というものでございますが、市の人口とかあるいは面積を勘案して算定されるようになっておるようでございます。この財政支援につきましては非常に不明確なところがまだありまして、これから国の情報を注視しているところでございます。このように定住自立圏構想については徐々に内容が今明らかになりつつありまして未だ不明確な要素がありまして、この制度は冒頭でも申しあげましたように、中心市の施策の施策待ちの要素が非常に多ございます。で、しか、したがって受け身にならざるを得ない部分が多いというような状況でございます。以上でございます。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) ええっと、インターネットで調べてみましたが、4万人以上でも良いんですよね、市が。はい、それではそれを確認しときまして。それで、山陰では中海圏、鳥取中部圏、益田圏が圏域構成に動いておると、邑智郡や雲南地域には4万人を超える中心市の要件を満たす市と接していないのが、町村があり、協定を結びにくい空白があると紙面で載っ取りました。そこで、まあ、本町では今は、待ちの姿勢なので何も考えてないということですが、浜田圏域が圏域を超えた連携になるようなことも考えていないということですね。まだ。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 先ほど申しましたように、まあ、待ちの状態でございます。なお、あのう、10月の中旬になるんで、でございますが、全国の市町村長によりますこの定住圏域構想の勉強会と言いますか、サミットが予定されておりまして、次第にそういう学習も積んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 郡内の足並みは同じことですか。郡内の他の町村も。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 担当課長会におきましてそういう情報も得ておりませんし、町長からもそういう情報等得ておりません。以上でございます。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) ええっと、もっと長くしようと思ひましてもまだ分らんことで、次の質問に入ります。ええっと2番目の質問ですが、町の未利用土地建物等、現在老朽化が進行し、雑草が繁茂しております。環境上良くありません。管財課の状況によりますと、石見地域で10か所、瑞

穂地域で9か所、羽須美地域で10か所、計25か所あります。今回の補正で口羽小学校が解体、旧瑞穂母子センターが河川改修事業で解体となっておりますが、他の土地建物の対応はどうされるのでしょうか、今後。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 未利用遊休土地と申しますか、そうした、た、土地、建物等今後の対応の予定ということで、まあ、老朽化が進行して雑草が繁茂し環境に良くないと、今後の対応はどうするのかというご質問でございます。議員の方から、何点かの建物のことを言われましたが、全般的なお話を申しあげたいと思います。先ず、あのう、行政財産と申しますのは、それぞれ担当課において管理することとしております。まあ、ご質問の未利用、いわゆる遊休土地、建物と言われるものは、当時の役割を老朽化等により、その目的を果たさなくなった普通財産の管理に関する、まあ、今回、質問であろうと思いますので、総務課よりお答えをさせていただきたいと思います。基本的には、こうした財産につきましては、毎年1回以上の草刈などを行って管理をしているところでございます。昨年までの、昨年度までの2年間でございますが、まあ、財政的にも非常に合併してから厳しい状況が続く、職員の直営により草刈をすることなどを余儀なくされておりました。まあ、行き届かない点もそういう点では多かったのではないかと考えておりますが、これについては町民の方々から様々なご意見もいただいたわけでございます。まあ、今年度につきましては、当初予算の方での載しとりますが、町が直接、臨時的に雇用を行い草刈などができることとなった緊急雇用創出事業に取り組むことにより、まあ、これらの管理をお願いできる状況が整ったと思っております。まあ、昨年度以上に草刈なども、そうした遊休、いわゆる普通財産的なところの管理も充実してきたところであろうと思っております。まあ、町政座談会などでご意見をいただいたところなど早急に対応してきておるところでございます。また、あのう、地域の方々のボランティア、まあ、町の職員が以前出かけて行ってやる時には一緒になって、そうした、あのう、財産と言いますか、そうしたところの管理をして、綺麗にさせていただいているところもあるわけでございます。まあ、そうした中で、老朽化した建物につきましては、その危険性などのから、まあ、そうした観点でございますが、まあ、解体しなければならない建物が多くあるわけでございます、まあ、解体には多額の財源を要するわけでございますが、議員おっしゃったように、今回の補正予算で、地域活性化、経済危機対策臨時交付金事業で、まあ、解体することがある程度できるということがで、ございましたので、先ほどおっしゃったような、建物、これについては補正予算で、計上して、解体をしようということにしております。おっしゃったように、口羽小学校、それから、まあ、出羽川の改修に伴いまして三つの建物、母子セン、旧母子センター、商工会館であるとかというようなもの、それから井原の旧農協から返りました建物あるいは校長住宅、講堂、こうしたものを、は解体をしていこうというような予算をしたところでございます。まあ、今後も景観上良くないと言われなような管理に勤めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 旧矢上保育所については現在未利用状態で、空き屋状態ということになっておりますが、使用は可能ということでございましょうか。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●**日高総務課長(日高禎治)** 旧矢上保育所の件でございますが、石見西保育所を建築した際に、今そこが空いておるということでございますが、その建物につきましては、遊戯室と、保育室というふうに、まあ、ちょっと分かれておるわけでございますが、その遊戯室は昭和49年建築の鉄筋コンクリート、保育室は昭和63年の木造造りというふうなことで完了しております。それぞれ床面積720であるとか、94平方メートルということでございますが、あのう、決して今それを、まあ、あのう、その管理につきましては一応空いておるということですね、先ほどのように周辺の草刈り等はやったわけでございますが、その後石見西保育所ができてから、数件のそこを利用したいというようなお話も中にはあったとこでございますが、なかなかそれが話が、あのう、まとまらないという状況でございますので、決して使えない状態ではなかろうと、ただし、保育所としての利用ではなくてですね、目的がですね、その他の施設として利用しようと思えばできないことは無いという状態でございます。

●**清水議員(清水優文)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、清水議員。

●**清水議員(清水優文)** ということは、あのう、自治会活動らに使用、使用さしてもらっても良いわけですか。

●**日高総務課長(日高禎治)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、総務課長。

●**日高総務課長(日高禎治)** あのう、以前はですね、適化法等々によりまして、なかなかそういうふうなところで非常に難しい面もあったわけでございますが、現在、普通財産としての考え方で一応管理は福祉課の方でやってはおりますけども、福祉課の方に以前そうしたお話が若干来たようでございます。まあ、そうしたときにはある程度修繕は、あのう、ご負担をいただきというかですね、まあ、使用料をいただいたりするようなことになればですね、また違ってまいります、そのへんはその団体との協議によると思っております。利用料あるいはそのご負担、そのへんのお話しをしながら、その財産を有効に利用することは可能だろうと考えております。

●**清水議員(清水優文)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、清水議員。

●**清水議員(清水優文)** 私も入って見ましたが実際は使用できる状態ではないと思います。ゆきが、床がはげ、はげ上がったりしとりますので、それで私の思いですが、早期に解体していただいて、商工会館前と合銀前の駐車場と一体化して大型バス、スクールバスが自由に出入りできるバスターミナル的な広場にしていだけばと思いますが、町長どうでしょう。あなたの、教育長の居宅の後ろでございますが。

●**石橋町長(石橋良治)** はい。

●**議長(三上徹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** おっしゃるとおり私の背戸でございます、いつも気になるわけでありまして、また清水議員さんの自治会の一部の建物でもあるわけでありまして、まあ、場所的には一等地でございます、まだ結構使えるという、手直しをすれば使えるという建物であります。私今、私の考えでは解体する気持ちはもっておりません。なにか有効なですね、活用な仕方っていうものをやっぱり模索していく必要があるだろう。やっぱり一等地ということをもよく考えながら、皆さまとともに考えていかなきゃならない建物だというふうに思っております。

●**清水議員(清水優文)** 議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) ということは自治会で使う場合は修理をして使えということでございますね。まあ、そういうことを認識しまして、矢上小学校の旧プール、これは防火水槽にということでもございましたが、まだ以前今、何もなっておりませんが、いつ頃できるんでございますかね、昨夜も火事があったんですが、今から火事があったとしても大変でございますが、どうでありましょう。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 矢上小、旧プールの跡地と言いますか、まあ、旧プールが残っておるわけでございますが、これにつきましては6百万円でございますか、で、消防水利としての利用ということで発注しようと思っております。用地の方が概ね確保が、目途が立っております。あのう、相手方とのお話をしたところでございまして、それに基づいて今後発注の方に入っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) それではなるべく早く防火水槽を作っていただくようお願いいたします。そいでは3番目のご質問ですが、河川の環境整備について。邑南町の多くの河川にざいせ、雑草が生い茂り、大雨等の時には災害の恐れがあります。また美観も良くありません。その対応をどう考えておられますか。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) 番外。

●議長(三上徹) はい、建設課長。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) まあ、町内各支所にですね、そういう堆積が非常に多くなっておるところもございます。現在では県の補助事業でございまして2分の1の事業ということで、河川浄化事業というのがございまして、浚渫あるいは、除草そういうことをやっとするわけですが、まあ、そういう危険度の高いところから随時実施しているところでございます。まあ、昨年度につきましては日和あるいは亀谷川などの河川5か所を浚渫しておるところでございまして、まあ、あのう、下口羽の出羽川の堤防の除草も行っておるところでございまして、本年度も明泉谷、まあ、これは日和でございますが、他でございまして、9か所の浚渫等予定しておるところでございまして、まあ、これはどうしても秋にならないと川の中をいじるというのができないために、今からの発注になろうかと思っております。まあ、そういうことで、危険度の高いところから順次浚渫をしていっておるところでございますので、ご意見等ございましたら、また建設課の方に申し出ていただきたいというふうに思っております。また、あのう、その中にはどうしても環境の悪いとおっしゃるのがですね、まあ、ああしてヨシ、葦が非常に繁茂して、非常に見にくいとなっておるところでございまして、まあ、これは皆さん方ちょっと感じていただけるかなと思うんですが昔ながらの河川にはあまり葦というのは無いと思うんですけども、ああして災害復旧あるいは河川改修をやったブロック積み等ですね、河川を1度掘削してかもったところ、かまったところ、まあ、ここに、がですね、非常に葦が多く繁茂しておる、まあ、これがどういう関係か私もちょっと分からないわけですけども、まあ、そういうところもございまして、今後皆さん方のボランティア等の、方のご協力をいただきながら、美化の方にも努めてまいりたいと思っております。ご理解を賜りたいと思っております。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) ええっと、河川あん、愛護団体が、の活動状況等はいかがでしょう。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) 番外。

●議長(三上徹) はい、建設課長。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) 愛護団体ということで、地元の団体を作っていただきまして、環境整備活動ということで、昨年でございますけども、じゅう、失礼しました、20年度で17団体に補助金を交付しております。まあ、これは補助金と申しまして、原材料でございます、日当的なものはございません。チップソーあるいは燃料代、車の借り上げて等のものがございます。本年度につきましては15団体の方々から、の団体から申請をいただきまして、既に除草等やっております。約20キロ、町内の河川の20キロに渡りまして、ヨシとかああいう除草をですね、やっておりますとこでございます。まあ、この河川の管理はですね、非常に水害の防止を図る上で非常に重要ではございます。まあ、ただ予算が限られておるともでございます。まあ、今後集落等ですね、あるいは自治会単位、ボランティア会等でですね、できましたらできるだけ、そういう河川愛護ということで、グループを作ってください、除草等お願いしたいというように思うとこでございます。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) ええっと、私たちの自治会では三つの愛護団体を立ち上げ、毎年2回、500メートルぐらい、農村環境センター裏から上流まで草刈りをしております。非常に綺麗になっております。当初はホタルも出ない状態でしたが、現在はホタルもランプという状態になっており、子ども達も大変喜んでおります。ですが現在の20万円以内の助成金では十分ではありません。やはり多少、慰労的なこともせにやあやれませんし、町内の河川を綺麗にするために、また愛護団体を増やすためにも助成金を増やしていただくような考えはございませんかね。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) 番外。

●議長(三上徹) はい、建設課長

●洲濱建設課長(洲濱芳文) まあ、ああして矢上本町いうんですか、そこを500メートル間を3団体でやっております、それは左岸あるいは右岸の両方の岸だと思いますけども、まあ、その先ほど申しあげましたように、チップソー、まあ、刈るチップソー、刃とか燃料とかこういうことでですね、やっておりますんで、そういう原材、原材料と言いますか、原材料的な物をですね、補助して皆さん方のご協力を賜ろうということでございますんで、あとの反省会というのはちょっとですね、で、あのう、この額をですね、それ以上ということは今考えておりません。全体の枠をですね今100万円だったかと思っておりますけども、これを、まあ、多少あげ、予算要求を上げてですね、多くの団体にですね、やっていただくということはできるかと思っておりますけども、その原材料以外のものというのは現在のところ考えていないというのが実態でございます。ご協力をお願いします。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) ええっと、危険度の高いところから順次やっとならということでございますが、現在、建設業者は非常に仕事が無く、状態になつとります。予算を増やしてでも、草刈りを清掃をするというような考えはございませんか。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) 番外。

●議長(三上徹) はい、建設課長。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) まあ、ああして危険なところが多、多々あるということでございますけど、まあ、その河川はですね、殆ど1級河川、県の1級河川でございまして、町が管理しておる河川ではございませんで、県が管理しておるとこの河川はですね、ああして先ほど申しましたように、半分、2分の1の補助をもらってですね、町も出し合ってやっておるところでございまして、まあ、県の河川でございまして町の単独費を使って浚渫というのは今のところ、考えておらないところでございますが、まあ、町の管理しております河川もございます。まあ、そういうところについては多少やっていきたいなあとは思ってはいますが、まあ、基本的には、大きな川、県の方の河川でございまして、危険の高いところからやっていくということで、町単独で県の河川の土砂をですね、掘削、全てを掘削するというのは考えていないというところでございます。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) なかなか私の質問にはええことになりませんが、災害が起きてからは遅い、ございます。できるだけ早い対応をお願いしたいと思います。ええと大概私の質問は以上で終わりました。産業建設常任委員長のできるだけ早い回復を祈りながら私の質問を終わります。ありがとうございました。

●議長(三上徹) 以上で清水議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩とさせていただきます。再開は10時10分といたします。

—— 午前 9 時 5 9 分 休憩 ——

—— 午前 10 時 1 0 分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして通告順位第11号長谷川議員登壇をお願いいたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 日本共産党の長谷川でございます。今回の定例会は総選挙の結果、自民党政権が終焉を迎え、政権交代の中で議会という初めての体験です。多くの議員はこれまでの自民党政権の与党の一員だったことから先行きがみよ、見えなくなり、その不安から町長に新政権下でどうするのかの質問を突きつけました。しかし、町長にその答弁を求めるは身内の議論であり酷です。国と県、町は対等平等の関係であり、地方自治の原則から町のことは、町のことは町長と議会でき、決める断固たる姿勢が当たり前であります。政権が変わったからといってじたばたするようでは町民から信頼を失います。ただ、大事な点は国民の皆さんの民意です。国民の多くが自公政権ノ一の審判を下し、これに代わる新しい政治を本格的に探求模索している今、またあわせて民主党の政策に全面的に賛成したわけではないという、こういう民意をしっかり受け止めることが大事だと思います。日本共産党は新しい政党環境の中で良いことには賛成し、悪いことにはきっぱりと反対し、問題点を正していくという建設的野党として奮闘すること、奮闘する決意です。国政でもまた邑南町の政治でも新しく野党になられた自民党の皆さんに野党らしい野党とはこういうものだという手本になるように一層頑張ってまいりたいと思います。それでは今回通告している3点の問題について、質問してまいります。第1は、大型、大規模の小売店舗の出店の影響と町の対応についてでございます。この役場の前に、個別名を上げなければ分かりません、分かりませんので、はっきり申しあげますがコメリという店が出店してまいり、そろそろ開店の時期を迎えようとして

おります。この問題での町への開発協議の対応やまたその前にある町営矢上住宅の環境対策の問題、こうした問題について町がどのように対応してきたかについて、その姿勢を聞きたいと思います。いうまでもなく私どもは、大型店が出店した場合に、絶対に反対だとか賛成だとか推進だとかという立場をとってるわけではありません。そうではなくて大規模店と中小の商店、更に商店街の共存共栄をどう図っていくか、そのことに対して町がきちっと目配りをしてるかどうかという問題を、が大事だと、そのためには一定のルールが必要ではないかということを訴えています。で、その点で邑南町は合併時に、邑南町民間開発事業指導要綱というのを告示しております。これは町内で3反以上の、3千平米以上の開発行為に対しては、町に対して開発協議をかけ、町の必要な指導を行い、そして虫食い開発や乱暴な開発を防いでいく、良好な環境を作っていくということを目的にしたものであります。で、この開発協議が当然、コメリの出店に対して出されていると思いますけれども、この開発協議書は町に対して3部提出しなければいけません。その中の協議書の中に、第4条のさい、第3項には開発区域内その周辺の土地所有者並びに地域住民の同意書というのが添付しなければなりません。先ず、これがあるかどうか。更に第4項には、指導内容の通知というのがあります。どういうふうにして欲しいか、最低限これだけは守ってくださいよっというルールをきちんと町の方から指導するということがありますので、どういう指導の通知がいつ行われたか。3番目には、施設の概要等の環境の中で、括弧7になりますけれども、公共施設等の管理の方法、その概要についてどういうふうに対応してくれませんかということもきちっと書いてくださいということがあります。具体的には町営住宅に対して、すぐ近くには町営住宅しかありませんから、この町営住宅に対して環境対策含めてどうしますかということはどういう回答、指導含めてあったのかどうか。第7項にその他の対策として、括弧3で交通安全対策があります。進入路をどうするか、どういうところから入っていくのか、こういうことがあります。ですからこういう問題についても具体的に、その進出業者の考え方、町の指導事項の通知、そしてその処理状況、また協議書のそれを受けての協議書の補正事項、こういうことが問われていると思いますが、そうした問題についてどういう対応だったかについて先ず、お伺いをいたします。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 先ず、あのう、第1点目の質問でございしますが、あのう、同意書が有るか無いかということでございしますが、あのう、邑南町の民間開発事業指導要綱に基づきまして、関係、土地関係者によります同意書をいただいております。で、通知の関係でございしますが、この通知の前に、あのう、開発事業について協議書というのが出てきます。これが9月19日付けで受けておりまして、それを受けまして10月23日に庁内の開発協議の協議会というものを経て、先方の方にその通達をしております。内容としましては、先ず、あのう、文化財保護法に関することについてあるいは災害、公害のことについて、ほいから土砂、汚濁、水質流出防止の関係について、あるいは周、周辺的生活環境の影響、特に騒音とか土砂流出並びに水質汚濁等には充分配慮す、するべしというようなこと、あるいは歩道には、あのう、通学路がありますので、その車両とか通行とも交通量の多い交差点のために交通安全に心がけるようなこと、あわせて町営住宅、先ほど議員ご指摘のように町営住宅が隣接しておりますので、その関係につきまして、これは、まあ、後ほど建設課長からお話があると思いますが、出入りに支障を来さないようなこと、あと、賃、賃貸に関わる土地改良区の用地の一部が道路の用地のため分筆後の契約の変更を行うことなど、主に文書にして通知をしておるところでございします。以上でございします。

●**洲濱建設課長(洲濱芳文)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、建設課長。

●**洲濱建設課長(洲濱芳文)** 町営住宅の環境、まあ、隣接の環境ということでございますが、これも先ほど議員さんからおっしゃいましたように、5月下旬から着工されたところで健、店舗の建設に着工されたところでございまして、まもなく完成の模様でございます。入居者からプライバシー等が守れないんじゃないかというようなご要望がございまして、先日入居者の方にお集まりいただきまして、今後の駐車場の形態あるいはプライバシーの、等の守るための環境等についてご協議をしてきたところでございます。まあ、そういう中で皆さん方と、入居者の皆さん方と、先日夜でございましたけども、プライバシー対策等について企業の方にもお話をしてその対策を講ずるということでございます。まもなくその工事がされるんじゃないかと思います。10月上旬にどうも開店されるようでございますので、まあ、そういうことをやっております。まあ、あのう、その中で、今までその駐車場の、がですね、未舗装であって、まあ、2台、1戸が2台止めるところができなかったわけでございますけども、今回ああして一部さげ、下げた状態ですね、各戸2台の駐車ができるような対策をしていただいているところでございまして、でございます。まあ、その駐車場範囲にはコメリが賃貸されます土地を通して、その駐車場に入るといような状況にはなりますけども、そういうことで皆さん方との協議は終わっておるという状況でございます。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 定住企画の課長は同意書をいただいているというふうにおっしゃいましたが、町営住宅の地域、町営住宅の住民は地域住民ではないですか。同意書を貰ってますか。で、あのう、先ず、その私は同意書は、まあ、貰ってるかどうかというのは答弁、後欲しいと思いますが、実際にこの9月の19日に協議書が出されたと、10月23日のこと、去年の話ですね。で、去年の08年にそう、そういうのが出ている段階で地元のその町営住宅がすぐ横なわけですから、ち、そのちゃんと説明なり、そういうのをして、当然してしかるべきだと思うんだけどその説明が全くなくて、5月の着工寸前にいついつから工事が始まりますよ、うるさくしますけどごめんなさいという話だけで済ませているんですよ。そしていろいろな声が出てきて初めて、9月の17日に話し合いを持ったんじゃないんですか。だからその同意書が必要かどうかという問題についてどういう判断をするかというのは、答弁する時に気をつけて欲しいんだけど、町営住宅に入っているもんは関係ないんだというのか、町営住宅の一人一人に話して同意を貰いましたと、あのう、指導要綱の中には地域住民としか書いてありませんから、その点についてお伺いしたいと思いますし、それから建設課長に再度お伺いしますが、プライバシーを守るということでフェンスを設置されると思います。で、あのう、で、フェンスだけではなくて、あそこに灯油の地下タンクを設置されて灯油を販売されますよね。で、そうすると相当近い距離です。で、その防護を含めた安全対策っていうのはどうなっているのか。更に、まあ、駐車場、駐車場のぺ、スペースが少し広がったということでね、あのこっち1台しかなかったのが2台になったということがありますけれども、その見返りに、ここの前の駐在所の横のそこから入っていた道が、町営住宅へ入るための道だったものが今度コメリへ入る道として共用の道路になってしまった。そのことは同意して貰っているんです。いかがですか。

●**細貝定住企画課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(三上徹)** はい、定住企画課長。

●**細貝定住企画課長(細貝芳弘)** 先ず、あのう、同意書の関係でございますが、あのう、要綱に基づきます土地所有者という区切りともう一つは、先ほどおっしゃっていましたが地域住民の関し、関わる同意書という関係ですが、あのう、解釈の方で土地所有者という括りでの同意書だけでいただいておりまして、先ほど議員ご指摘の地域住民の皆さんに、あのう、ご心労を掛けたことにつき、つきましては、これお詫び申しあげたいというふうに思います。

●**洲濱建設課長(洲濱芳文)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、建設課長。

●**洲濱建設課長(洲濱芳文)** 先ほどおっしゃいましたフェンスについては目隠しフェンスということで、まあ、プライバシーは確保されるわけでございますが、灯油販売、要するに地下タンクそして、給油部門でございますが、これにつきましては、町の、町としてのそういう防護策というのは考えておりませんでして、まあ、これは、消防法によって、消防、まあ、灯油は何類かちょっと私分かりませんが、その届等によって消防法の届によって、建設されておると思いますので、その消防法によ、消防署の方の指導があったかと思えますけれども、まあ、そういう町としての防護というものは、現在考えていないというところでございます。また共用につきましては、入居の皆さん方には同意は得ておらないというところでございます。まあ、これも進入路ということでそこに駐車していただくわけにはいきませんので、まあ、それを共用する、共に利用するというのでそちらの方には主に、まあ、資材等の搬入になろうかと思えますけれども、そういう形態になるところでございます。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** だから同意を得てないということは折角そのちい、そこに町営住宅があってその入居者はどうでも良いついていう考え方があるからそういう姿勢になるんですよね。で、自分が逆の立場にたつ、なったときに目の前に大規模店がボーンときて窓を開けたらそこが駐車場でっていう状態になることをなんで想定できないのかと、いうことは私はやっぱり問題だと思うんです。で、更にその地下タンクの問題でもじゃあこの地下タンクを設置するというのは開発協議に入っていましたか。去年出たときに。入ってないでしょ。後から出たんなら後から出たようにちゃんと対策をとらなきゃあ、駄目だと思うんですね。それから共用道路に、共用、道路の共用についても、じゃあ、絶対にあそこに店に買いに来た人が車を止めないという保障はあるんですか。そういう指導はしてるんですか。で、なおかつ、そこで問題になるのは、あのう、町長には事前に確認の連絡はしといてくださいといっても、それあれなんです、進入路とそのための従業員のための駐車場を設置するためには、あそこに用悪水路があるんですが、用悪水路の管理は町です。で、どうも町長名で占、10年の占用許可を出しています。事務的、事務的に。そういうことも含めて、町長どう思いますか。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** その開発協議については、まあ、ご指摘のような不備もあったと思いますけれども、その10年の、その、いわゆる、その今のお話についても、私は正しいというふうに思っています。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、要するに10年の用悪水路の、あのう、占用許可を町長名で出

てるんですが、そういうことも含めてこの開発協議にはすごい不備があったりするんです。で、それをごめんなさいですまないで、やっぱし、現にもうすぐ開店するわけですから対策をきちんと取らせるということが必要だと思うんですけども、そういう中で、あのう、ちょっと、まあ、ご紹介というか、あのう、このコメリという、先ずですね、大規模な店が出店するときには大規模小売店舗立地法という法律があります。昔の大規模法、大店法に比べればもう凄く緩くなってどんどん出店してくださいっていうふう法律なんだけれども、だけれどもその中には道路の渋滞対策、駐車、駐車場の台数とか駐車場の出入り口はどうするのか、位置はどうするのかとか、廃棄物の処理、騒音対策、営業時間が夜間になる場合にはどういう照明や騒音対策をとるのか、こういうことだけは最低きちっとやってくださいよっていうのが大店舗、大規模小売店舗立地法にあるんです。ところがこのコメリという企業はこれをスパッ、要するに売り場店舗が千平米以上ならそれに引っかかるんです。ところが私が調べたところで見ると、2千9年に、コメリは50店舗全国で出店する予定なんです。で、現在今年に入っただけでも34店舗、ここで入れて35店舗出店してますが、コメリはホームセンターパワーという大きなのと、それから、小っちゃいここにある、あのう、ハードアンドグリーンという分とあります。このハードアンドグリーンというのは全部売り場面積999平米なんです。だから大店舗出店しやすいようにしてくれてる法律でさえも手間だからそれに掛からないようにするために、999平米でやってきてるんです。で、そのことぐらい行政の方、見抜いて最低限大店舗法で掛かってるこれだけはクリアーしてくださいよっていうぐらいな言えなかったんですか。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 議員ご指摘のように、あのう、売り場面積が998.69平米ということで千平米未満でございます。で、邑南町の開発要綱に基づきまして、議員ご指摘のような案件につきましては、庁内で協議をしてその指示書を出したところでございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) だから開発協議書が出たときに、998.6平米ってのは千平米を免れてる。ね、けれどこれはもう千平米に近いんだから、殆ど一緒でしょ。なんで大規模小売店舗立地法の、に基づいた最低限のチェックはしなさいっていうことを誰も言わなかったんですか。庁舎内で。これはやばいで、それぐらいのことぐらいはやっぱりピーンと感じて欲しいんです。で、例えば、営業時間やその他含めてですね、例えば今プライバシーを守るということで、壁は作るとおっしゃってましたが、壁で、だけで良いんですか。例えば、直近住宅における騒音の予測値が規制基準以下であることっていうのは、大規模、あのう、この法律にあるわけです。で、40デシベルっていうのがあります。で、それをクリアできるかどうかってぐらい考えた時に、あのう、目隠しだけで良いのか、それとも防音壁にせないかんのか、っていう内容も出てくるわけです。遮音壁にせないかんかどうか。当然ですよ。夜8時、9時半の営業で夜8時かな、だから勤務形態いろいろあれば夜8時まで煌々と電気がついて車が出入りするわけですから、それから搬入する場合の荷裁き場はどこにするかとか、その時の音はどうするかとか、全部あるんです。で、例えば搬入車輛がバックするときにピーピーピーピーって言いますね、あれはマックスで100デシベルなんです。40デシベルじゃあないんですよ。100なんです。夜中に荷物をどんどんもってきたときにピーピーピーピーって入るわけですよ。これどうするのっていう話もあります。それからよくあのフ

オークリフトで荷物を積んでもって行きますね、こうして下ろしてガチャッとやるんですね、あの音、あれ90デシベルなんです。で、そういうことを一番近くの町営住宅の住民の皆さんの立場に立って考えて対策はとってますかっていうことなんです。だからそういうことを含めて考えて欲しいということで、最低限町長ですね、そうしたことも含めた対策はコメリに取らせますということ、例えば遮音壁でも境に建てるわけですから、最低限でも折半だと思いますが、一定、町のお金をださないけんかもしれません。だけどそういう対策や、共、あのう、共用になったしまった通路の問題に対しては出入口のこと含めてきちっとコメリは管理するんですかということのを正したり、そういうことをもう最低限開、開店までにきちんとやるということを含めて確認できませんか。やるというふうにおっしゃっていただけませんか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、千ヘビー、平米ぎりぎりのところなんですね、ですから、まあ、あのう、そういった協議のルールに則って、我々は、まあ、オッケーだというふうにしたわけでありまして。それが、まあ、ぎ、あのう、おかしいといえばそれは議員さんのお考えかもしれませんが、会社としては恐らくちゃんとルールに則ってやったということを言われるかも知れません。で、要は、あのう、まあ、諸々の対策を取るというのは、そのじゃあ誰が負担するかということだというふうに思います。なかなか会社はそこまでどうなのかというところが、私はちょっと懸念されるところがあります。ただ、まあ、あのう、それでじゃあ行政としての責任は果たせるのかということもありますので、当然のそうした諸問題については申し入れをして、会社、会社として、対応をとる、取って欲しいと、まあ、こういう申し入れはやっぱりしていかにやいかんというふうに、まあ、思っておりますね。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 正に会社の方針としてそういう999平米進出というのを一つの方針にして、とり、今全国では千、千店舗を目標に今970何店舗までいってますから、で、ここも島根県で4店舗目です。で、今中国地方だけでも60店舗になってます。で、あのう、やっぱし認識が最初ちょっと違うのかなというに思いました。あのう、よそのところにあるコメリ、見ても車の台数なんて知れてると大して5、6台しか止まってないとかね。で、コメリ自身はこのハードアンドグリーンは1万人の人口のあるところで、金儲けができる、あのう、そういう店として作っています。で、まあ、あのう、で、いっぱいそういうのを作って、コメリをこう認識して貰って、そして、その中心にボカーンとパワーっていうのを作るんですけども、あのう、ジュンテンドーよりお客が少ないじゃあないかとかいって楽に構えているからそんなふうになるんですが、ジュンテンドーとコメリの資本規模や売り上げでいえば、ジュンテンドーの7倍ですよ。売り上げも資本金も。その店舗数もね。だからそれだけのものがここへ入って来たときに簡単に邑南町は舐められてるわけですから、で、それをいみじくも町長は開発協議に不備があったと認められたわけですから、必ずきちっとやって欲しいと思いますし、あわせて、あのう、一番最初に言いましたが、ルールある、ルールに基づく大型店と中小商店、商店街の共栄共存ということを行いました。で、全国的にもですね、そういうことを苦い経験をしながら、これは日本商工会議所がまとめてますけど、商業施設の出店に係る要綱とかいうのを作ってるんです。で、もともとの大店舗のときには、売り場面積が500平米以上だったんです。それがさっきの立地法になると千平米以上にこう、緩くなったんですね。

で、その間をカバーするのを自治体で要綱を作ってこの先ほど言っていたように、邑南町の、あのう、開発、開発事業指導要綱のようなものを作ってですね、それぞれやっぱし、あのう、チェック掛けてるんです。ですから是非そういうことも研究して欲しいというふうに、作ることを研究して欲しいなというふうに思うんですが、その点、これは町長の姿勢に関わりますので一つよろしく願いします。

●**石橋町長(石橋良治)** はい。

●**議長(三上徹)** はい、石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** あのう、まあ、新町であり、まあ、初めて、そういった大型店舗の進出したわけであります。我々としてやっぱり行政としての、そのしつかり、その指導監督すべき立場でありますから、そういったところのやはり研究は当然やらなきゃいけない。進出する側はやはり、あのう、そういった隙間を狙ってという部分もあるでしょうし、我々の立場っていうのももう少し厳正にしかも内容濃くですね、調査をして研究をしていかなきゃならんというふうに思ってます。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 是非そういう立場で、あのう、まあ、どんどんこの邑南町へくるってことはないと思いますけれども、やはり大規模店が、あのう、やっぱし郊外に進出してくる時代の時に、あのう、その時に対応する術をもってないと、やっぱり行政が。たいへんだということで是非研究して、そのできるようになっていただきたいと思います。というのはこの、あのう、邑南町が合併してこの3反以上の開発については、協議をしなきゃいけないっていうのは、あのう、ちょうど、あのう、瑞穂のスキー場ができる時に、虫食い開発、乱開発どんどん、その入ってくる可能性があるってことで、作っていただいた、あのう、要綱なんですね。で、そう、普通の開発協議は1町以上、1万平米以上ですから、県は。ですからそういう独自のものを作って、それでやっぱりあったからなんとか今関わりをもてたんです。で、そういう意味でもそういうものがあれば何とかなるとしますのでやっていっていただきたいということを述べて、同時にもう一つはこういう大規模店がさんか、あのう、開店しますとやはり、燃料の問題、それから金物の問題、様々な商品の問題で町内の商店街にも大きな影響が出てきます。それは、まあ、間違い無いところです。で、だいたいこう見てると、その、さっきの用悪水路が10年契約になってますね。だいたい10年か15年で撤退するんですよ。もう、最大限売上、潰してっていうやり方をしていきますから、そういう意味でほんとにもう、あのう、後はもう大変だということになります。で、そういう意味でも町内の中小業者や商店の経営支援というのを2番目に取りあげたいと思います。で、今、あのう、地方の景気というのは、あのう、日本全体では良くなったとか何とか言われますけれども、依然として低迷してきます、低迷しています。で、好景気のときには地方へ一番遅く影響が出てきて、景気が悪くなれば一番地方からひどくなるっていうふうに昔から言われていますけれども、そういう状態です。で、まあ、あのう、邑南町の場合、原油高騰の時にはですね、町長がほんとに判断していただいて、農家への緊急支援をしていただきました。で、県内でもそういう機敏な対応したのはほんとに邑南町ぐらいだったということで、あのう、高く評価したいと思いますし、またプレミアム商品券の発行だとか、まあ、これは今日が最後最終日ですけども、そういう分でなんとか、こう景気浮揚と、で、良い悪い別にして定額給付金の問題や臨時経済対策などで、こう、今一生懸命こう、底支えがされています。で、町内ではですね、この姿勢にほんとに町がこういう姿勢で頑張ってるんだってことに答えて、あのう、ほんとに町内の業者の皆さんが歯を食いしばって、なんとか雇

用を維持して頑張ってるんだと、あのう、建設業者の場合、第2と第4が日曜ですけど、第1と第3も休んで貰って、なんとか、その、し、でシェイク、あのう、ワークシェアリングをして雇用を維持してるとかですね、いろいろな話をお伺いします。で、また建設業者の中にはほんとになれない農業分野にも進出してですね、新規事業の開拓に努力していらっしゃる方もあります。で、この前も話してたらやっぱし、今年はなんとかやれるけれども、今来年度の事業計画を立てにやいかん時期に入ってきたと、来年が全く目途が立たないというような話を、という切実な話もお伺いします。で、そうした中で、まあ、業者の皆さん、またいろいろな、あのう、商店街の皆さんも今こういう、他町、他町村といろいろ交流されますから、そういう中でそのお宅の町はどんなだとか、どういう支援をしてくれるんだとかっていう話も、やっぱりあります。そういう中で、信用保証料の補助制度が、あのう、有る町無い町ってのが、やっぱりこう順番に出てきています。で、先ず、その有る町無い町ぐらいのことで先ず、一つ、この近辺の状況とその通告では是非作って欲しいといってますから、それについての見解を、答弁を求めたいと思います。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 保証制度の支援策としての、まあ、補助金等の支援策があるわけですが、県内の町村におきましては、現在13町村の中で5自治体が、そういうものを導入されております。で、市におきましては、あのう、1市ほど導入がなくて全ての市が導入されております。以上です。

●議長(三上徹) 創設を求める見解は。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) ただ今、あのう、保証制度のルールと言いますか、中身について精査しておりまして、まだ、方向としてこの補助制度を導入するしないという結論は得ておりませんが、あのう、制度の研究とですね、まあ、他の自治体の例もありますので、そういうものを研究しながら、町長の方に報告書を提出したいというふうに思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 今、あのう、私は、まあ、非常に悠長だなあとこういうふうに思うんですが、例えば今の、あのう、ちょうどリーマンショックから1年ということで、非常に大変だし、円高だとか様々な関係で、資金繰り円滑化支援緊急資金というのが中小企業のあれとして、あのう、ありますよね。で、あのう、この取り扱い期間が平成20年の11月19日から来年の3月31日までなんです。で、例えば近いところの江津市なんかは、この制度の創設を平成20年の11月19日から適用なんです。それにあわせて作ってるんです。うちも応援してやろうっていう形で。この制度のあれやろうっていう形で作ってるわけですね。で、そういう意味では、あのう、やっぱり緊急性を要するもも、部分もあると思うんです。で、決算質疑で話を聞きましたが、あのう、この邑南町内で、このちゅうし、制度融資の関係で39件、1億5百万の借り入れがあると。で、いうような話を聞きましたが、そこで、あのう、一番中小企業の皆さんや、あのう、商店主の皆さんが、の困ってる実態や苦勞を知ってるのは町なんです。資金繰り円滑化支援緊急資金の最初に認定申請を受ける窓口はどこですか。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 町長です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) そうでしょ。一番その実態を知って、その受付をするところが分かっているわけだから。で、他の自治体でさっき言ったら、島根県下の過半数の町村でやってるわけですよ。そんな、で、これをなんでうちはやってくれないんですかっていう声が私に寄せられたんです。やらない理由がなんかあるんですかと。で、実際にですね、あのう、先般の決算質疑でも、出捐金、預託金、商工会の出資金含めて1千380万出してますからその15倍の融資枠ってということで2億円。この2億円満額融資に使っても、で、最高の保証料がですね、年0.4から0.8%ですね。で、この最高の保証料を考えても160万円ですよ。もし全額借り、借りられたとして。で、逆に預託金の200万を半分の100万に減らして、しても融資額は1千500万しか減りませんよ。15倍だから。で、今実際厳しいから新たに借りれない。そしたら融資枠を残しとかないで、預託金を半分引き上げてそしてそれプラス60万出せば、これ制度できるじゃあないですか。申請窓口の担当者というか、あのう、申請を受け付ける町長さん、そういう制度もセットにして、業者さん達を応援するということはできませんか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、この問題は私は非常に重要な問題だというふうに思ってます。今大変、まあ、町内も含めて非常に、まあ、経済が厳しい状況になっている。そこでやっぱり行政として応援すべきことはなんなのかということを考えれば、これはある程度緊急的な問題だろうというふうに思ってます。まあ、担当課の方としては、わりと慎重な答弁だったというふうに思いますけども、やはり前向きにですね、これを制度化するように、考えていきたいなあと、まあ、いうふうに思ってます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) やるということですので、非常に町内への経済効果、心理効果というのは大きいというふうに思います。で、私も、あのう、原油の高騰の時にやっぱり農家のことを、の声がいっぱい入ったのでやっぱりそこにしか目がいかなかったっていうのがあったんですが、反省してみればやっぱりそういう資金繰りの問題でほんとに苦労されている人たちに対して大きな応援を是非急いでやっていただくように、町長が言いましたから、課長はもう明日にでもそういう努力をやっていただきたいということを述べたいと思います。次に3番目の問題に入りたいと思います。3番目の問題は、人間ドックの助成を元に戻すべきではないかということで、これについては、あのう、議会で意見交換会というのを今年、今2回、去年と今年で2回目、12公民館やりました。で、今年ずうっと、あのう、あれすると2か所で出てるんですね。で、やっぱりそれは去年も出ましたし、そういう意味ではこの人間ドックを、1万円負担して行けるというのと、あのう、1万円しか補助が無いっていうのとでは、あのう、大きく心理的にも違います。で、まあ、私はちょっと、まあ、通告でこの元に戻すべきというふうな表現をして、ちょっと間違ったかなあと思ってるんですが、あのう、今改めて人間ドックの必要性和やっぱし止めた、止めたことによる悪影響とか含めて考えていかないかんというふうに思います。で、後期高齢者の医療制度が始まったということで75才以上はもう健診受けんでも良いっていうふうになりましたし、まあ、そういうことを含めて、なかなか、まあ、19年度からですから、あのう、結果はまだ出てないと思いますけれども、あの

う、状況の分析とか制度改正後のですね、状況の分析、受け止めについて、先ず、お伺いをしたいと思います。

●大矢保健課長(大矢輝美) 番外。

●議長(三上徹) はい、保健課長。

●大矢保健課長(大矢輝美) 人間ドックの、あのう、改正、19年度から年齢は30才から40歳以上に、そして助成額が1万円にという減額する改正を行いました。その後、あのう、国の法改正によりまして、平成20年度からは国民健康保険の被保険者のみ実施ということになっております。先ほど議員おっしゃいましたようにまだ、あのう、1年2年のことで、あのう、充分分析できておりませんが、受診者の状況とか、がん発見、医療等、そのへんの面から少しお答えいたします。ドックの受診者の状況は19年度の改正によりまして、18年度には前年度の6割に減少いたしました。で、その年代を見てみますと、特に、あのう、40歳から54歳の若い方が減少し60歳代の方は少し増えているというふうな状況でございました。その対策として、あのう、人間ドックだけでなく地域での集団健診を受けていただくということで、その方への助成額を20年度、21年度増額をしているところでございます。そして、あのう、若い方のために日曜日健診というのも実施したり、また3年間未受診者には通知を行いまして、地域での集団健診も内容を、あのう、ドックに近い形で受けていただきたいということで対策を取ってきておりまして、少しずつがん健診につきましては、あのう、上昇してきているように思っております。しかし、あのう、いろいろ充実させましても、地域におきましては、全てのがん健診、特定健診を受けますと、三日間、女性は四日間程度かかるわけでございます。で、地域におきまして四日間、またドックにいきますとそれが一日で全ての健診が受けられるというところが、非常に若い方には、あのう、ニーズとして上がってきているということが、あのう、受診者等からも伺っております。その他、あのう、がん発見につきましては、16年度から20年度までで、概ね把握できておりますところで、100名近くの早期のがん発見をしております。その面では医療費はかなり抑制されてきていると思っております。しかし、あのう、生活習慣病等の医療費は依然として件数費用額とも3割を占めておりまして、なかなか、あのう、ドックどうこういうところで、あのう、評価ができることにはなっておりません。その中で、あのう、20年度法改正の中で生活習慣病の医療費、特定保健指導というのを、健診を受けた後、特定保健指導を実施する、改善するというのが法的に出ておりまして、現在それを実施しておりますが、人間ドック受診の方と地域の方と比べてみますと、やはり、あのう、ドックを受けられた方の教室への参加が非常に、あのう、少ないということで、まあ、ドックを受けて後の取り組みがなかなか、まあ、進まないというところに少し課題があります。まあ、これは、あのう、若い方忙しいとかいろいろなことが、まあ、あろうかと思いますが、詳細につきましてはまだ分析をしておりません。ですが、あのう、法改正の中ではやはり、健診を受けることは第1でございますが、その後の生活習慣病予防、メタボリック対策をどう自分が取り組んでいくかということが現在の医療費削減策の第1でございます。まあ、そのへんを、あのう、充分に認識していただきたいと思っております。それと、あのう、年齢のことでございますが、この法改正の中で特定健診が40才から74才までという枠を作ったところでございます。ですが、まあ、ドックは40才から69才までという、まあ、若い方の受診者拡大対策と疾病の早期発見ということで、そこに絞って、まあ、現在実施してきております。まあ、しかし法改正の中では、特定健診受診率を国の方では40%から5年間で65%に引き上げる、それができない場合は、後期高齢者の支援金を加算、減算するという、まあ、ペナルティも課しているような制度を出しているところでござい

ます。まあ、そのような中で、あのう、年齢層の見直しというのも、あのう、特定健診計画の中にも書いております。しかし、政権交代等によりまして、後期高齢者医療制度の廃止等が現在国で言われておりまして、その年齢の枠というのがどういうふうになるのか少し動向を見る必要があろうかと思っております。したがって、今年度の受診状況を見ながら、やはり計画の見直しを考えておりますので、特に若い方が受診しやすい体制づくりを検討して行きたいと思っております。それと、あのう、制度見直しの中で、全町民の方を対象に社会保険等もやっておりましたが、国保だけでなく、全町民を対象にしておりましたが国保だけに、まあ、なってきました。まあ、そこらあたりの弊害というかどうかというところでございますが、これはやはり、あのう、国の制度の中で、あのう、保険者ごとに健診を実施するようにしておりますので、あのう、各保険者が先ほどの、あのう、支援金のペナルティを課せられておりますので、あのう、医療費抑制をするように現在努力をされてきております。まあ、この地域で多くの方が加入されております全国健康保険協会、協会健保と、まあ、言っておりますが、その保健の中では、あのう、少し調査いたしましたら、35才から74才までの方には、事業所の健診にがんせ、がん健診をセットすることによって、健保れ、協会健保の方から助成金を出していくというふうなことがされておりました。随分、あのう、健診が拡充されてきておりますので、あのう、町といたしましては人間ドックを国保以外の方に、今後どうしていくのかというのはやはり事業所としてやるべきところと、町がやるべきところその辺りの実態調査を10月に実施をするように計画をしております。まあ、それを、結果をみまして、事業所とともに、あのう、受診しやすい体制づくりというものを考えていきたいと思っております。それと、あのう、負担金を値下げしたということで、まあ、先ほど申しましたが受診者は6割に減少したということがございます。その中でいろいろ、まあ、策を取ってきておりますが、やはり、あのう、近隣町村と比較いたしますと、高額な負担ということにはなってきました。まあ、しかし、あのう、多くの方に受けていただきたいということで、負担金は下げましたけれども、人数は確保している、まあ、しかし人数を確保したけれども受けられないという状況の中で、やはり、あのう、見直し等を考えていきたいと思っております。まあ、先ほど申しましたように、若い方はやはり一日で健診が受けたいというふうなことも、非常に、あのう、希望されておりますので、やはり国の後期高齢者医療制度等の動向を見ながら、町民の皆様の多様なニーズにお応えできるように、あのう、集団健診と人間ドックというのが自由に選択できるように条件等揃えながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 課長の答弁終わりましたので、今から、あのう、質問したいと思いますが、あのう、やっぱり19年から制度を変え、変えたということで、まあ、6割になったという話されましたが、ほんとにそういう意味では、あのう、それまでは30、39才、30才から39才も対象にしまったんです。で、それがだから16年には4人にだったのが、77人、80人になったのをズバツと切ったわけですね。見事にズバツと切った。それから、40から40、40代の方は16年、16年には110人ぐらいだったの、ずうっと110人前後で推移してました。それが平成20年には30人、ガサツと。全体では6割かもしれないけど、若い世代のところでガアーと減ってしまったんです。で、まあ、この若い世代で国保でない方も将来的には国保に入ってくるんですね。で、当然、先日決算の資料、データも出ましたが、今40から44才代、この方が国保にじわじわじわじわ入ってこられる。あのう、離職だとかリストラだとか失業だとか含めて。それから

50代から、50代後半から60代の前半が団塊の世代を含めて、Uターンだとかいろいろ含めてどんどん入ってくる。で、そういう中で早期発見早期治療をしていくってということによって最終的には国民健康保険の会計を安定させるってことは非常に大事になってくる、その上で人間ドックがどうしても必要だというふうに思うわけです。で、あのう、今年の健、あの国民健康保険税の大幅な値上げがありました、その時にいろいろな質疑質問する中で、できれば後期高齢者の医療制度が導入されたことによって、制度改正による様々な影響が出てるはずだと、そういうことは今後しっかり勉強してほしいということは、あのう、指摘したと思います。ただ、それ以前の段階のデータで見るとですね、邑南町は確かに国民健康保険税が安かったんです。低かったんです。それはなぜかってことをいうと、例えば平成16年には邑南町全体で、一般ですね、一般の方の医療費は一人あたりは、町は27万7千ぐらいです。で、逆にこの16年は、とか一般はちょっと高いんです。県は24万で、3万ぐらい高い。で、人数を掛けると7千万ぐらいちょっとたくさんかかりましたけど、それを退職者医療で、退職医療の方は逆に3万ぐらい低いんです。で、人数を掛けると2千万ぐらい、要するに安く医療費がついたわけです。そして老人医療のところは、全県平均よりも10万ぐらい低いんです。で、人数を掛けると3千万ぐらい、3億円ぐらい安くついてるんです。で、老人医療制度の中では加入率とかいろいろありますけど、結局はその国保の掛かった老人の医療費が一番母体になりますから、そこが低くなることによって老人保健への拠出金が減る、減ることによって全体としては国保税を安く抑えることができるってそのデータがすごく大きかったんです。それは16、17年も18年もそれから、あのう、19年もそうです。だいたい年間2億円前後をカバーしてくれてます。で、それが結局県と町との国民健康保険税の調停額の差額を見ると、あのう、安くしても充分それ以上の効果をもたらしてくれてたことになります。ですから、先ほど言いましたように、人間ドックをバサッと減る、減らせる、若い世代40代から50代の時に人間ドックを受けてやるのが一番早期発見早期治療で将来的に医療費を押さえるのに一番効果があると言われてますが、そのこのところがこの制度を止めたために、バサッと減っちゃった。で、これまではそういう人間ドックを受けてきた方々や早期発見で努力してきた方々の効果で邑南町では国民健康保険税が安く抑えて健全な経営ができたけれども、これから先はいったいどうなるんだということになってくるわけなんです、その点について、どなたか、もし見解があれば、あのう、敢えて町長とは言いませんので、そういうことで効果な問題を含めて答弁はありますか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、まあ、いろいろと因果関係言われましたけども、これは、まあ、それだけではないと私は思ってます。で、この1万円バサッと、という話がありますけども、あのう、私はこれの問題についていつも答弁しているように、健康の問題はやっぱり自分でやっぱり自己責任の元にそれぞれ管理しながら、自分の健康を保つというのがこれは原則なんですね。で、合併の前に、それは旧瑞穂ではたくさん出した、出されたことがあったでしょう。けどもそれは私は原則としてはちょっといかがかなもんかと。で、ただし、あのう、この問題と混同して考えてはいけないと思いますけども、例えば未就学援助費は、これは思い切ってやりましたねえ。で、それはやっぱり非常に今困っている方、困っている方はいわゆるなんとかしたいという思いで、県下一にしたというふうに私は思ってます。で、この助成の問題とこの人間ドックのさらなる行政の負担の問題というのは私は違うんだらうと思います。冒頭言いましたように。これは基本的には自己の問題。で、それと同時にやっぱり財政的な問題があります。保健課長も言いましたように、大変な、

まあ、受診者がいらっしゃる。それでもってかなわんから、川本や美郷はほんと人数を絞って、川本が20人でしたでしょうか、美郷が30人。うちは300人です、現在。ですから、まあ、そこをですね、やっぱり一つは我々財政の責任を持つものとしては考えていかなきゃならん。しかし、手をこまねているわけではないわけでありまして、先ほど答弁があったように、1万円は1万円の助成、助成しかできないけども、集団健診あるいはがん健診等々でやっぱり充実を図ってきてるわけです。行政としてできることは、今できることは十分に私はやってるんじゃないか、その中で皆さま方の健康を何とかして行政としては守っていききたいという気持ちはご理解賜りたいなあというように思ってますので、この1万円の助成のアップについては現段階では考えておりません。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) よほどバッサリというのが応えたのか、やりませんという話ですが、先ほども言いましたように、健康の問題は自己責任だとおっしゃいますが、自己責任で放置することによって全体の医療費が上がってしまって、その結果が健康な人も含めて保険税で跳ね返るんです。自分が病気したから、だったら当然自分は、例えば国保だったら3割負担しなきゃいけないんですよ。で、あん、管理したとき、で、いうことはあります。で、あわせてこれは、あのう、相模原市で、人、人間ドックの追跡調査をした研究がありますけれども、健康は自分の問題、自己責任だと言って真剣に思う人ほど人間ドックを受けてるんです。で、そ、そういう管理がルーズな人が人間ドックを受けなくて大っきな病気になっちゃって、医療費がボンと掛かって、あのう、発見が手遅れとなるんです。だからその流れのリズム、こういう流れのこうルートをちゃんと整理していかないと、その就学援助の問題とは全然話は違うわけです。全体で負担を軽くしてこそみんなが払えるし、そして元気で働けるしといってる、そういう流れをきちっと、まあ、いわば町長が先頭に立って語る。そして杵も作ってるよっていう中で、要するに人間ドックに今行かない人をどう行かせるかということをししないと、その受診率は上がらないんです。特定健診も受診率を上げ、上げ、上げて行く、人間ドックへ行けば上がるわけですね。人間ドックは特定健診の項目を含んでますから。そしてその受診率は上げないと今度は国からの補助金は減るわけです。ペナルティが来るんです。先ほど課長が言ったように。ですから、そういう意味で今からの会計が、まあ、国の政治でどう、あのう、後期高齢者の支援金の負担がどう変わるか分かりませんが、そういうメタボの問題も含めて。20分ですか。

●議長(三上徹) 10分。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 今で、20分

●議長(三上徹) 10分。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 是非そういうことでやってほしいということで、あのう、最後に指摘しますが、今地域に出てる健診の町が負担している費用と本人が負担している費用と人間ドックの負担で言えば、地域健診の方が多くなってるんです。地域健診の方がたくさん掛かってて本人負担が、1万1千円ぐらいですか。だから逆に地域健診のところで出てもら、三日も四日もかかって出てもらより、若い人に1日で済ませてもらった方が受診率は上がるということで、是非見直しをしてほしいということを申しあげて、終わりたいと思います。

●議長(三上徹) 以上で長谷川議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は1時15分といたします。1時にしようか。どっちがええんかいの。ほいでは1時といたします。なお、今回はいろいろ傍聴案内等、デジタル放送の試験放送もございまして、いろい

ろ前もって、お知らせをしておる方がおられるということもありまして、時間がちょっと長くはなりますけども、予定どおり午後、午後の部ということで一般質問を続けてやりますので、ちょっと休憩が長くなりますことをお許し願いたいと思います。はい。

—— 午前 11 時 11 分 休憩 ——

—— 午後 1 時 00 分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして通告順位第 12 号山中議員登壇をお願いいたします。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) 13 番自由民主党山中でございます。先ほど共産党議員長谷川議員より自由民主党じたばたするなという激励の言葉をいただきましたが、この度私が通告をしておりますことは、数名の議員さんも通告をされておりますように、新政権になり、そしてその期待と不安ということに対して、町民の皆さんもこの 50 数年自由民主党の中で、あのう、生活をされたというような中で、その今後の町政の運営の仕方そして議会の立場というようなことで一般質問をあげております。まず、この通告書は新内閣が発足します 15 日に提出をしております。9 月 16 日に日本の歴史的な出来事が始まる。そして政権政党であった自民党が 50 年以上国民から圧倒的な支持を受け、そして戦後日本を豊かな国へと作ってきた、そして国内でも特に島根県は保守王国と言われ、自民党支持、支持の県、市、町村議員を始め首長の、が大半でございました。16 日より民主党中心の社民、国民新党による連立新政権が発足を今しております。そのような中でこの新政権、国民の 70% 以上が支持をされている現状でございますが、島根県の場合には小選挙区二人の国会議員さん、見事自民党へ当選をさせていただきました。そのような中、新政権では各大臣も決まり、そして選挙公約でございますマニフェス、マニフェストが財源とともに来年の予算について今検討がされている最中でございます。私はこの民主党中心の政権になりましても、国、県、町、村の抱えている問題の根源、例えば経済、少子高齢化などの政権が変わりましても、またすぐ数年間では変わらないという大変厳しい状況はこの邑南町他日本国土の中で続くと思っております。新政権での経済、雇用対策、子育て支援や高校の実質じりょう、授業料の無償化の具体化、そして後期高齢医療制度、ガソリン暫定税率の廃止など地方に影響の大きい諸課題は山積みをしていると思っております。新政権につきましては期待よりも不安、また不安よりも地方としては心配ということが大きいのが今の現状だと思っております。近年、近年じゃありません。最近、全国の市町村長は自公政権の時に国が出された国の補正予算に対して経済対策の廃止また凍結で地方が疲弊をすることが無いようにとのコメントも出されておりますし、またこの度の全国の 9 月の定例議会におきましては、補正予算の堅持を求める意見書も全国の県、市議会の方から出されておることも現状でございます。この度の一般質問、質疑の中で数名の議員より補正予算に計上されております経済危機対策交付金、公共投資対策交付金、合計約 6 億、6 億円余りではございますが、この交付決定が未だ決まっていないこの交付税について、事業の見直し、これをあつた場合には、町長としてどうするかというような質問に対してましては、この度の一般質問また質疑の時、2 名の議員さんの方からでも、あのう、質問がございました。ということで同じ質問にはなりますが、もう一度確認のためにこの 2 点、3 点について町長の方にお考えをお伺いいたします。新政権に対してこの度計上されております補正予算の堅持をするために、まず、町長としてどのような行動を今からされていくのか。首長としては早急な行動がこの補正予算堅持でございます。町として来年度の予算を組む時期でもご

ざいますので、来年度以後の地方交付税堅持などの要望活動もあわせどのようなことを早急にされていくかというのが先ず、1点。そして2点目に新政権、まだ地方に対してどのような政策をされるのか決まっております中で、この中山間地の中では財政的有利な起債、過疎債、この過疎法の期限も切れる時期になっております。過疎法の継続につきましては自民党、自公政権の時に約束はしてもらっておりますが、石橋町長は県の過疎法の会長という立場であり、これも早急に、あのう、新政権の方に訴えるべきではないと思っておりますが、この過疎法についてどのような、あのう、対処の仕方をされるか。そして三つ目でございますが、新政権、この鳩山内閣は今までの政府のやり方と予算の関係の、あのう、見直しそして組み方、これ自体がテレビを見ておりましても各省庁の来年度の予算請求、概要を今までの事務次官レベルでなしに大臣レベルというような、まあ、やり方も今やられております。本町も今までと同じような予算の組み方、そして同じような事業、今までやはり国の紐付き、県の紐付きそういうようなことの、あのう、事業の中の予算要求のやり方をやっており、おられたと、先ず、おられます。そして今までは自民党政権ということで、やはり島根県の地元県議会議員さんを中心にそして県知事さん、そして地元選出の国会議員さん、そういう政府与党の中での地方の財源のいろいろな要望要請活動もしておりましたが、しかしながら新政権、今、この島根県そして邑南町、これも今までとは違い野党という立場で、には変わりはないと私は思っておりますので、この今までの同じような財政のし、予算の組み方そして要望の仕方、これも、あのう、ある程度は変えていかんやいけんのじゃないかというような中には、以前は各単町によりまして、その事業を単独でやっておりました。しかしながら与党になった以上、やはりこの近辺、邑智郡の三つの町でやはり同じような問題抱える場合には同じような、あのう、ことで、やはり陳情要請、そして島根県なら島根県全体で同じような問題に対してはその陳情要請というようなやり方を、私はすべきじゃあないかというような町長のやはり、来年度予算以後の、あのう、この民主党政権いつまで続くか分かりませんが、これが、あのう、なるまでは、まあ、最低4年間は、まあ、続くんじゃないかと思われておりますが、あのう、考え方というものをこの3点について、先ず、お尋ねを申しあげます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 補正予算の対応の仕方。2番目には過疎法をどうするか。3番目には、まあ、予算編成、町の予算編成の影響あるいはその対応の仕方という、まあ、こういう話だろうというふうに思います。で、多少ダブル面もあるかもしれませんが、まあ、補正予算については、当然これは、あのう、全ての自治体に必要な交付金でありますから、邑南町だけの問題ではないと思いますし、これはやはりあらゆる場、場で、お願いをしていくということが大事であろうというふうに思います。まあ、そういった中で多少、まあ、スケジュール的なお話もさせていただきますけども、まあ、あのう、どなたかの質問に小室議員さんのお話もさせていただきました。私も、まあ、電話をして、なんとか実情を訴えて行きたいんだがという話を、まあ、させていただきます。で、そのへんのスケジュールが少し決まってきましたのでご紹介をしたいと思います。小室、小室議員さんと町村会、いわゆる町村長との懇談会が10月14日に行われることになりました。これは定住自立圏構想が松江で全国大会がある日でありますけども、その前に少し時間を早めてそういう懇談会をやるということになりました。それから私も電話でお願いしとったんですが、是非、まあ、邑南町に来て欲しいということをお願いをしておりましたけども、今日連絡が入りまして、10月19日邑南町に来て、特に行政との懇談会をしたいということでございます。ありがたい話

であります。で、まあ、先ほど議長さんともご相談をしたんですけれども、まあ、できれば私も小室さんのお許しを得て、議会からもやっぱり代表の方も参加さして欲しいということもお願いをしようかなと、まあ、いうふうに思っております。まあ、そういうところで当然、この補正予算の話は、あのう、出さしていただきながら強力にやっぱり民主党を代表しての議員さんでありますから、お願いをするしかない、ないのかなあと、まあ、いうふうに思います。まあ、あわせて知事も県議会中でありますけども、あらゆるチャンネルを使って、ほさ、補正予算も含めて折衝していくということでもあります。したがって、まあ、私、個別に行動するというよりもやはり県あるいは町村会と力を合わせてまとまって、様々なところへお願いしていくということが大事ではないかなあというふうに、まあ、思っております。次に、まあ、過疎法のも、問題であります。まあ、ご指摘のように私も県の対、対策協議会の会長を務め、務めております。この過疎法の必要性については、実は私は与野党とも必要なものだという認識に私は立っていただいているというふうに思っております。それはですね、政権が変わる前に東京で大会やる、をやるわけではありますが、当時の政権与党である自民党、公明党はもちろん、民主党あるいは国民新党、社民党の、それぞれの議員さんがかなりの数で参加されて、これは必要なものだということをですね、言っていらっしゃいますので、まあ、そのへんの認識については私は良いのかなあというふうに思います。で、まあ、この度、原口総務大臣になられたわけではありますが、まあ、この方は政権を取る前の民主党のネクストキャビネットの総務大臣でありました。で、しかも九州のご出身で、かなりやっぱり過疎法も含めて地方自治に対する考え方っていうのは、良くご認識だというふうに、まあ、聞いております。9月18日にこの過疎法の全国の会長であります長野県の村井知事と会談をされました。で、その時の原口さんの、答弁というのは前向きな答弁であったというふうに報道されてます。で、特に原口さんがおっしゃっているのはやはり財政力の弱いところへ手当をすることが大事なんだということでもあります。また、二つ目には公共サービスの拡充をやっていかなきゃならん、あわせて、まあ、特にこういった過疎地域で問題になっとなります交通弱者の問題あるいはほんとに深刻な地域医療の問題あるいは農林業の問題、これについては真剣に取り組んでいきたいんだと、まあ、こういうふうに、まあ、コメントをおっしゃってるということでもあります。更には、あのう、過疎債の問題でありますけども、非常に、まあ、これが我々としては財政的には助かるわけではありますが、まあ、最近の状況をみると過疎債だってこれ、借金であります。これを、まあ、むやみに使うことによって非常に、まあ、財政が悪化している自治体もあるんじゃないかと、やっぱり自治体は財政規律ということを考えて過疎債を使うにしても優先順位をつけて適切に使っていただきたいと、まあ、しかて、さらなる工夫が必要じゃあないかと、まあ、こんなコメントを出されていらっしゃいます。したがって、まあ、そういうような中から我々は、今の段階で早計かもしれませんが、3月末に切れるポスト過疎法についてはある程度の見通しは私自身はもっておりますが、まあ、問題はそこの中身だろうというふうに思います。で、まあ、従来からこれは議員立法でやっておりました。議員立法でやるからこそ、こういった思い切った有利な過疎債の制度もできてんだろうと思います。じゃ、そこ、今度の政権はどうするのかということではありますが、どうも、いろいろ情報を集めてみますと、基本的には議員立法は過疎債はどうなるか知れませんが、基本的には議員立法はしないんだと、やめるんだと、まあ、こういうことを小沢一郎さんも含めてどうもおっしゃっているようであります。つまり政府が法律を出していくんだと、そういうことになると、なかなか厳しくなるのかなあと、やはり私は過疎債については今後、同じように議員立法でやっていただく方が非常にベターじゃあないかなあと、まあ、いうふうに思っております。そのへんの危惧を若干抱いており

ます。まあ、そのへんも含めてですね、実は来週早々に、総務省の佐藤和夫対策室長のところへ、私、出向、出向いていろいろ情報収集をやってきたいなあと、まあ、こういうふうに思っております。あわせてこれは、まあ、全国規模でありますけども、10月20日には全国の過疎連絡協議会というものが開催されて、そこで方針というものも出るだろうというふうに思います。そして11月4日は総決起大会、まあ、こういうような手はずになっているわけでありまして。いずれにしても県の会長として、知事と一緒に頑張っていききたいなあと、まあ、こういうふうに思っております。それから、まあ、予算の問題でありますけども、まあ、政府は、あのう、ゼロベースから見直していくんだというようなことでありますが、なかなか、その姿が、まあ、見えてまいりません。まあ、今までの予算の仕方をそっくり変えるわけでありましてから、大変な作業になるのではないかなあ、ただ、まあ、こうやって景気が、落ち込んでいる中でやはり切れ目無く予算というものは執行していくことが大事であろうというふうに思いますし、仮に作業が遅れてですね、予算編成がずれ込むようでは困るかなあと、まあ、いうふうに思っております。また、複数年度の予算ということも一部言われておるようでございます。まあ、これも、あのう、内容によっては功罪があるんだろうと思いますが、そのへんを注意深くやっぱり見守って行く必要があると思います。で、問題は財源手当がどうなるかというのが一番の心配であります。6割を占める交付税、交付金はどうなるのか。で、一括交付金ということ言われてますけども、私が最近情報収集する中では、この制度の導入は平成23年度からというような話も一部聞いております。まあ、急激にその制度、今の交付税制度、変えるというのはたいへん私も危険じゃあないかなあと、じっくりやっぱり一括交付金というなるものをですね、地方と話合う中で、しっかりした財源手当をいただきたいなと、まあ、そのへんがですね、まだ全く見えてまいりませんので、非常に苦慮しているのは事実であります。まあ、しかしながら、この度の新政権は分権推進を錦の御旗にされておりますので、私はこれを大いに期待し、ほんとの意味での地方自治体が、自治ができるような分権推進の中身になっていただきたいというふうに、まあ、思っております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) 1点だけ、あのう、3番目に質問、町長いたしました、あのう、まあ、今後の町としてのいろいろな事業、これを今までは、あのう、まあ、町単独と言いましょか、あのう、首長であります町長議長と一緒に県の方に国の方にとというような、まあ、格好でございましたが、私はこの方法、やり方というものが今度は新たにやはり邑智郡全体でそして島根県全体でというような考え方も、あのう、私はやっぱりもっとかん限りは今までと同じような、あのう、予算請求の仕方を考えていてんでは、やはり頭が変わった以上はいろんな考え方も変わってきますよということで、まあ、どういうお考えですかという、まあ、質問でしたが、あのう、もし考えがありましたらそれを一緒に。そして、今再質問で、まあ、聞こうと思っておりましたが、この邑南町二人の国会議員さんが出ておられます。公明党の斉藤先生、公明党の政務会長と、そして、あのう、今言われました民主党の小室議員さん、これも国会議員さんということで、島根県そして邑南町とも、あのう、こういうような状況の中で、この小さい町が二人の国会議員さんが出てるということを、やはり私は、あのう、町長としてフル活用と、そして現おられます島根県の国会議員さん、そし、を、あのう、中心にやはりそういう要請活動を私はやるべきだというような中で、首長の立場と議会の立場はもちろん、あのう、違います。そして、その議会の場合にはやはり政党政治に、あのう、属するものと属さないものというような格好で、あのう、いろんな、あのう、サイトいうものはあり

ますが、私は自民党の党员といたしまして、この度野党になりました、しかしながら谷垣新総裁の下、また自民党が再度復活、復帰できるということを信じて、あのう、頑張っていくというような、まあ、つもりでございます。その中で今、あのう、町長、町長の立場として瑞穂町、失礼しました、邑南町出身の、あのう、民主党の国会議員さんと早急にその連絡を取り、そしてその関係を深めていくと、これを、あのう、邑智郡の町村会の中でやっていくというような、早急なやり方、私は大変、あのう、評価をしたいというように思っておりますが、まあ、その中に、あのう、議員の何名が、まあ、出席ということに、まあ、なるかも分かりませんが、それは、まあ、あのう、町長のまた議長さんあたりでの相談があると思いますが、やはり今までのやり方とそして、あのう、今後のやり方、この仕組みというものもやはり首長はある程度考えていかないとはいけません、あのう、一つの、まあ、提言というものを、あのう、しておきたいというように思っておりますが、まあ、今後のやり方につきましては、ただ提言ということで、あのう、おいときます。この度は4点にあげて質問をあげておりますので、先ず、二つ目でございます。先ほども話がありましたが補正予算、この約6億円余りの交付金が来ておりますが、これが執行停止になるのではないかどうかというような不安が、あのう、私にもありますし、また全国のこの県議会、市議会、そして町村議会にも、まあ、あるというように思っております。そして、その本町の場合にはこの約6億円、この交付決定がまだ現実には来ておりませんが、しかしながらこの度予算を計上をされております。近辺の雲南市にあたりましてはどういう、どういふようなことになるか分からないということで予算計上はされてないと、たぶん臨時会かなんかでやられるんでしょうが。まあ、そういう中で、こ、この度の予算を計上されたということは、この6億円余りの補正予算が、まあ、満額くると一応執行部の方は信じて、まあ、計上された、と思います。そしてそれに対して、これが終わりましたから私たち議会は議決をしていくというようなことになっていくわけですが、もう一度ここで確認をしておきます。仮に今後この6億円という中でその金額の一部が仮に執行停止、そして事業の中身を精査されて、これは駄目だということが仮に起きた場合に、町長は今までの答弁は緊急性のあるもの合併以来、やらなくため、やりたくても財政的にできなかったものをこの度あげてきたと、という答弁でした。そして、まあ、万が一そういうことになった時には優先順位の、を付けて優先順位の高いものから執行していきたいと、そして今あります町の基金、その基金を崩して全額をやるかやらんかいうことはこれはそれがなってから初めて検討するという、あのう、この度出されております18項目、約6億円余りの予算、これが通らん場合にはそれはその時考え、あのう、考えるということで、基金を崩しても全部やるとし、ということもありませんでしたし、またそれは仮に来た金額だけをやるよという言葉もありませんでしたが、これは仮の話ですので大変町長、あのう、答弁としては、あのう、難しいと思いますが、これについて、あのう、町長のお考えをもう一度確認をしたいと思っております。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、これは同じようなお答えになると思いますけれども、あのう、まあ、出てる内容は必要なもんばかりであります。しかし、それじゃあ全てもうすぐにやらなきゃいけないものなのかどうかというのは、若干濃淡が私はあるというふうに思います。まあ、どれだけのものがくるか、まあ、今の段階ではとにかくくることをぜん、あのう、全力でお願いしなきゃいけない、その後のことはですね、あんまり、まあ、あのう、考えたくないわけではありますが、仮にそうならばやはり議会の皆さんとも当然相談をさしてもらわなきゃいけないと思います。我々が示し

た、絞った中身でどうするのかということもありましょうし、議会の皆さんからは、いやあ、そりゃあもう基金を使ってでも全部やるべきだっていうことを、なるかもしれませんが、まあ、そのへんは一緒になって議論をして、まあ、良い方向へ進めていきたいなと、まあ、こういうふうに、まあ、思っております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) まあ、あのう、前回答弁をされたことと、あのう、言葉と、まあ、変わるわけにやいかんということでございますので、基本的には、まあ、くることを前提に予算を組み、そして100%くることを、まあ、信じていると、まあ、いうことでございます。そしてこれにつきましては私は早急に、あのう、議会若しくは、あのう、町村会、地方6団体、これも、あのう、予算の堅持ということをやすべきではないかというのが、あのう、思いでございましたが、9月の16日でしたか、地方公共団体からは、あのう、共同声明として、あのう、まあ、そういう予算の堅持という言葉に近い言葉で要請を、先ずされておりました。ということは、まあ、1点ありますが、これは、あのう、まあ、地方公共団体もちろん、あのう、石橋町長そして三上議長も入ってるわけでございますが、私は、あのう、くるだろうというあ、あのう、案いうのを一つの考え方以外に、やはりこの近辺、邑智郡の、あのう、町村長さん若しくは島根県の、あのう、町村長さんこの辺りからでも一緒になって、やはりこの予算を補正予算は堅持すべきだということを私はあげるべきだというのが1点ございます。この問題につきましては、昨日も、あのう、議会全員によりまして、この私たちもどうしようかというような話をさせていただきました。しかしながら議員の、議員各位はいろいろ、あのう、政党のこともございますし、また個人の考えもございますので、まあ、昨日の段階では、まあ、時期尚早というような格好で、しかしながら、あのう、早急にあげるべきだというような意見が、まあ、多かったというふうに思っておりますが、まあ、これについては、あのう、邑南町議会は議長の方に預けてあるというような格好でございまして、今日堂々と邑南町議会もやるんで首長らもどんどんやれということが、まあ、言えないのが残念でございますが、あのう、そういうような、あのう、方向に、まあ、動いております。それについて、あのう、町長、地方公共6団体で9月16日もあげてあります。実際が。今私が言いましたようにこの邑智郡の町村会、若しくは島根県の町村長会あたりで早急にそういう話をしてやろうやというような思いがあるか、無いかというのをお尋ねをいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、今度の新政権がいわゆる地方に対する交付金は基本的に削らないと言っておられます。まあ、それが私は一つの救いだろうと思っております。それを根拠にですね、やはりお願いをしていくということが大事だろうと思いますが、そういった要望の問題については恐らく10月14日に当然出てくる話であります。そこで何、何がしかの書面でもってお願いをするということは出てくると思いますし、まあ、郡、郡の町村会っていうのはこれは、まあ、3町しかありませんから、そうじゃあなくてやはり、やっぱり、県、県とやっぱり町村会ががっちりスクラムを組んで何がしかの要望をしっかりとですね、出していくというのが良いのかなあと、まあ、そういう手順にたぶんなるんだろうというように思います。

●山中議員(山中康樹) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●**山中議員(山中康樹)** それでは、あのう、3番目にあげておりますことに移りますが、この度の事業の中で農水省の補助金の支払いの凍結ということで、ほん、新聞で見ますと、農地集積加速、加速化事業など基金の事業は凍結すると報道はされておりますが、まあ、これにつきまして、あのう、本町としては、どのような、まあ、事業費、事業量、内容、こういうものを考えていたかということと、これを、が無いときには、まあ、どういうような、あのう、ひはいではありませんが、ことになるかということについて、あのう、お尋ねをしたいと思います。

●**藤田農林振興課長(藤田憲司)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、農林振興課長。

●**藤田農林振興課長(藤田憲司)** 国の方で予定されていまして農地集積加速化事業につきましては、条件といたしまして1ヘクタール以上の農地集積を行った場合、その、その場合、あのう、利用権設定は6年以上ということになっておる。そうした場合、1年につき、あのう、10アール当たり、今年度、1万5千円、5年間分を7万5千円、一括して支払うという、あのう、しかもこれは農地の貸し出した方へ、が受けとるという事業でございました。それと来年度にやりますと、その、ええっと5分の4、さら、23年度ですと5分の3、そ、そこで終わりになっております。邑南町においては、農地移動がほとんどが10、この刈り取りが終わりました10月以降、あのう、来年の3月に向けて行われておりますので、あのう、該当者の有無は現在不明でございます。まあ、事業費の算出も把握できません。また、あのう、経営される、受け取る、あのう、集積の面積が1ヘクタール以上のまとまった団地ということになっておりますので、邑南町では例えば、あのう、集落営農も法人にしているところが隣の集落の1ヘクタール以上を集積するとか、また新たに今年中に法人を立ち上げて集落をまとめるとかいうのでないと不可能でございますので、まあ、影響は少ないんじゃないかと思っております。また、あのう、これは今年だけのじ、今年から、まあ、3年間の事業になるんですが、今年だけの事業でございまして、今までやったところの法人が、やってその方は無くて、今年ほど有るというのは少しちょっと、あのう、不公平感もありましたので、まあ、あのう、今現在担い手への農地集積は、あのう、島根邑智水田協の方から貸し、貸し手の方へ3万円反当、3万円交付されておりますので、この方で推進したい、いきたいと思っておりました。以上でございます。

●**山中議員(山中康樹)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、山中議員。

●**山中議員(山中康樹)** 私これ、あのう、よく調べておりませんでしたのでちょっと分かりませんが、もう一度聞きますが、基本的には、あのう、1ヘクタール以上の集積した場合に、あのう、1万5千円の5年間というのが貸し手に、借り、貸し手に、か、か、貸し、貸された方に払われるという事業だよね。それで、これは、あのう、今該当者が不明という言葉は課長が今言いました。該当者が不明ということはこれをや、あのう、こういう事業がありますよということで、邑南町というか、担当課の方に来たのは何月にこれ来ましたか。先ず。こういう事業がありますよという言葉が。そこで良いです。何月。

●**藤田農林振興課長(藤田憲司)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、農林振興課長。ここへ出て。

●**藤田農林振興課長(藤田憲司)** この事業の説明は受けておりませんが、その情報としまして、あのう、県の方から通知が、7月か8月頃だったではないかと思っておりますが、農林省の方から8月に、農政、岡山農政局の方から、この法人認定農業者の方には、あのう、改めて、あのう、どう言

いま、情報提供ということで、あのう、通知が来ておりました。以上でございます。

●**山中議員(山中康樹)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、山中議員。

●**山中議員(山中康樹)** 私は、あのう、これは、まあ、課長、答弁は該当者が無いとそして、あのう、昨年まで同じような形態をされていたので、この事業で、あのう、やった場合には不公平が出ると、まあ、いう言葉でございました。あのう、言い方が。しかしながら、あのう、これは私は今、平成18年に設立されました農業活性、農業活性化支援センターというものの中で、農地を集積をしましょう。そして、あのう、集落営農をやりましょというような基本的には、あのう、昨日も質問がございましたように約本町の20%から25%を受けて貰っております、そういう大規模農家を作っていこうやというような中の一つの起爆剤としての、私はものと考えておりました。しかしながらこれが7月か8月に県より通達があり、そして8月30日に政権が変わって、今度新聞としていろんな報道によって、これは駄目じゃあないかということに、まあ、なったということでございますが、私はその動きというものが7月に来たのなら、これを窓口というものが活性化センターにおいて、即、あのう、来年度に向いての動き方というものがやってなかったんだというのが今、今の段階で、あのう、10月稲刈りが済んで、まあ、来年の春までに、まあ、いろんな、あのう、昨日でしたか、一般質問の中にもまだ農業法人とか作っていこうかいう団体が、何団体かあるというような答弁でございましたので、まあ、そういうような中で、この農地集積加速化事業というものの、折角邑南町が進めて行くそういう大規模農家の、農家のための起爆剤として、その入ってくるのをみすみす、まあ、基本的には、あのう、動きが遅かったということが、私は個人的に、まあ、思うわけですが、しかしながらこれについては殆ど駄目だということが、今でとりますんで、これ以上は言いませんが、やはり私は、あのう、今後いろんな事業につきましても、あのう、各担当課の皆さんはそういういち早い情報があったら、やはり早く動くということをやはりやるべきであって、あのう、それがやはり各担当課の課長さんの仕事であって、その情報を入れたら情報をいかに流していくかということをやはり今からどんどん、あのう、やっていかない限りは今までと違う形態の予算を組まにゃあいけんでというようなことも出てくるというような中で、まあ、あのう、お願いということでやっときますが、今は農地集積加速事業だけに絞りましたが、農業関係で、あのう、これ以外に、あのう、影響が出るかなというものが、私はあろうと思いますが、今どういうのを、あのう、把握されておりますか。

●**藤田農林振興課長(藤田憲司)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、農林振興課長。

●**藤田農林振興課長(藤田憲司)** それ以外の農林業関係でございますが、食糧供給向上緊急リース事業、リース支援事業、これにつきましては、あのう、農機との、あのう、リースの事業でございまして、これについてはそ、あのう、希望をだいたいし、あのう、聞いておったところでございましたので、すぐ対応しまして、5件、あのう、申請しまして、最近までに、その内4件が内示をきております。それともう1件は、あのう、じ、その事業にふさわしいかどうかということで保留をされておりますので、まあ、ほぼ影響は少ないんじゃないかと思っております。その他林業関係で森林整備加速化林業再生事業、これは、あのう、木材生産施設の整備とか間伐、作業路網の整備また木を使った公共施設の建設等の分がございまして、これは、8月に、あのう、申請書を出しまして、その内の今年の事業費はわずか200万円程度でございますが、内示がきましたので、今回の補正にあげております。また、あのう、森林整備地域活動支援基金、これも、これは調査費みたいな補

助金でございますが、今後の林業の、あのう、間伐、伐採また利用計画に伴います、あのう、調査を行う事業でございます、これも、あのう、8月に報告がありまして、それからすぐ調べまして、予算要求いたしましてこれも内示が来ております。その他の関係はまだ事業はございましたが、殆ど、あのう、邑南町には該当しないというような事業がございましたので、以上でございます。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) あのう、振興課長さん、だけ何件かは申請しとると、しかしながらまだ交付決定に、が決まっていな分を今言われたわけですね。内示はあったということですか。あったんだが交付決定はまだ無いということですか。ですね。はい。分かりました。それでは、あのう、時間もあと15分となりましたので、4番目にあげておりますことに移ります。この4番目の日米F T Aにつきましては、私はこの問題をこの度あげましたのは、この合併後本町も農業活性化支援センターということを立ち上げまして、そして、J A島根おおちとともに、この農業振興に今取り組んでおられる最中でございます。そして、この今の日本の農業、そしてこの現状というものを私は、まあ、執行部の皆さんそして議員の皆さんは、あのう、たいへん、まあ、ご存じだと思いますが、やはり町民の皆さんももう一度再確認というような格好で、あのう、この質問をあげております。その中でこの新政権になりまして、まだこの農業関係これにつきましては、あのう、姿が見えていないというのは特に自公政権の時にできました新たな食料、農業、農村基本計画そしてW T Oの農業交渉など極めて重要な農政課題がありますが、その方向性というものが、まあ、今見せといてもまだ時間的に早いとも分かりませんが、実際的には見えていないということが大変心配なことでございます。見えておりますのは農家の戸別所得補償制度の設立ということでございますが、これも中身はまだ見えていないということでございます。ただ、見えてきておりますことはマニフェストに書いてあることを実行していくということでございます、財源は、まあ、別の考えをしたとき、ときに子育て支援、そして高校授業料の無償化、そしてガソリン、ガソリンの暫定税率の廃止、そして高速道路の一部無料化など子どもさんをもち、そして車をもって高速道路を利用される若い方には大変良い新しい政権のやり方だと。財源は分かりませんが、という、あのう、ことで、人気も72%は出ているんじゃないかと、まあ、思っておりますが、しかしながら民主党のマニフェストには日米F T A、これは自由貿易協定ですが、この交渉を進めていくということが選挙期間中に出了。そして、全国の農業者団体からの批判、反発があり途中、その日米F T Aの自由貿易協定の交渉を進めていくというのを一部修正をいたしました。今初めに言いましたように、マニフェストに書いてあることをこの政権は約束でやりますと今やとられます。となりますとこの農業関係もマニフェストには日本とアメリカはF T A交渉、自由貿易協定をやるとということがマニフェストに書いてあったというのが現実でございます。私は、まあ、議員ももちろんしとりますが、農協、農業関係の農政会議の県の一員としてこれは与党野党問わずどの政党が政権を取りましてもこのW T OそしてF T O、こういうものに対しては完全に阻止をしな、していかなくは日本の農業そしてこの邑智郡邑南町の農業は崩壊するということに、まあ、思っているところでございますが、この日米F T A交渉の推進に私は完全に反対をしていくべきだという立場でございますが、これについて町長の見解を先ず、お尋ねをいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) これは、あのう、先般のちょっと議員さんの質問にもお答えしたとおりであ

ります。あのう、まあ、この農業、日本の農業そのものが市場原理的なものに馴染むのかどうかということですよね。それでやっぱり、あのう、アメリカとの競争になりますと、とてもじゃない太刀打ちできない。で、議員がおっしゃってるようにどうも今の新政権は締結を唱とったわけですよ、最初。それを猛反発受けて、交渉を促進すると、変えること、そんなよくそこそこ変えられるな、しかし促進も非常に問題になるわけですけども、やっぱりこん、根底にはやっぱりこのF T Aを進めたいという気持ちがあるんじゃないかなと、私は思いますねえ。で、そこをやっぱりしっかり日本の農業の実態を把握していただければ自ずと結論が出る問題でありまして、なぜこういうようなマニ、ことをマニフェストに書かれるのか理解に苦しみます。で、恐らく、あのう、所得補償でありますけども、米だけでも所得補償をするならば1兆円を越す財源が必要だろうと言われてますよね。恐らくW、一方ではW T Aの、F T Aの交渉をする、価格が下がればまた更にしょ、所得補償で、財源手当をして補償するということになりますと、どれだけのこんどは財源が必要になってくるのか、とてつもない財源が今度は必要になってくるんじゃないかな、とてもそんなお金は日本国には無いんだろうと思います。ですから財源どんだけ考えてみてもどうもこれは無理、両立するのは無理だろうと私は思ってます。所得補償とF T Aの促進の問題を両立させるのは無理だろうと思います。したがってやはり今の新政権に対しては毅然としてF T Aを、もう交渉しないと、きっちり守るということをですね、現状を維持するということを是非考えていただかないと、特に邑南町の農業は無いというふうに、まあ、いうふうに思っております。まあ、そのへんをまた皆さま方と一緒に頑張っていかなくちゃならないという気持ちでいっぱいです。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) 町長はたいへん、あのう、勉強をされて、あのう、理解をされております。まあ、全員の皆さんも、あのう、これについては理解をされておれと、おられると思いますが、私は、この度、あのう、このテレビ中継そして公民館で見ておられる方もたくさんおられると思いますので、あのう、失礼でございますが、このF T Aということの先ず、説明をさしていただいて、なんでこがぁに大事ななことかということの理解度はどこまでくみ、町民の皆さんにあるかと、まあ、いうことでございますが、先ず、W T Oにつきましては議会の方も、あのう、要望書を数回出してしております。国の方の政府に。そしてこれは世界貿易機構で153か国の、あのう、中で農産物を中心にやっております。しかしながら、この中では特にアメリカ、そしてインド、中国、この辺りはやはり輸出国でございますので、なかなか入ってこんとということでW T Oができて、14年間でございますが、なかなか話は進んでいかんと。しかしながら日本もその中で、あのう、じゅう、重要品目、要するに米でも20何品目ありますが、その品目を押さえてこれだけは重関税ぬきでやってみようというような関係がW T Oで、しかしながらこれは今まで、あのう、全国の市町村からも若しくは農協そして、あのう、農業委員会、各種団体からそういう要望書を出して、今のところ控えて貰っております。そして今日本がやっておりますのは、E P Aをやっております。このE P Aはこ、これは農産物でなしに、経済の連携をしようじゃないかということで、今これを日本は、じゅうい、あのう、2国間でやりわ、やるわけです。W T Oは153か国、E P Aは2国間によって経済の連携をしようやというところで、今これはアジアを中心に日本11か国でやっておりますが、これは農産物も入っておりますが、しかしながらこの農産物は全部日本と同じ輸入国でありますので、殆ど影響は無いということです。最近ではこの2月にスイスとやりまして、これが、あのう、5月にはと、締結したと、たぶんしたんじゃないかと思いますが、まあ、そういう

ような状況ですが、この一番たちが悪いというのがE T Aです。これは、あのう、自由貿易協定農産物のF T A、F T Aです。2 国間でアメリカと農産物も、そして、あのう、日本から輸出、アメリカからは輸出、この全てのもの、まあ、自動車にしる機械類、全ての関税を基本的には締結をした年から1 0 年間で安全に無税をしましょというのがこの会議です。この1 0 年間で無税をすることは今アメリカからの米は1 キロあたり1 4 0 円です。日本で3 0 キロ掛けて貰いますと4 千2 0 0 円。この値段が1 0 年間で日本に入ってきます。そしてやはりうまい米を、良い米を作った地域は残ります。しかしながら、き、3 0 キロ、4 千2 0 0 円の米が1 0 年間、1 0 年目に入ってくるというのを想定したときには、今日本の国は世界から貿易をしとります。約2 7 %はアメリカから入れております。そしてその中の米が5 7 %、アーリー粉米とかなんかで、あのう、こ、こ米、粉で入っております。そしてこれは特に日本そして邑南町で心配するのが、やはり1 番の米、そして野菜類、そしてかじゅつ、あのう、果実、葡萄とかメロンとかイチゴ、こういうもんもすべてございます。これで民主党さん、特に小沢前代表はこのことにつきましては、これは再生産ができるように、そんならやりゃあ良いじゃあないかという、その再生産という言葉が農家の戸別所得補償制度という理由ですが、今の段階でこれを促進を、先ずいたしますと、アメリカとだけやりますと、前回1 2 月でしたか、E P Aでオーストラリアとの交渉に対して、あのう、邑南町議会も議決をしていただきましたが、オーストラリアは、ええっと輸出国ですので、構えて待っております。アメリカと仮にやるとすぐオーストラリアとやらなにやあいけません。その後は他の国がもうまっとりまします。となると基本的には1 0 年以内には、この日本の農家、特に大規模でやられております、まあ、北海道そして東北、九州、こういう地方は何人かは残りますが、これが戸別所得補償で守りましょというのが、今の政権の考え方ということで政権の基本的に私はいろんな面をみて悪いところもありゃあ良いところもありますが、しかしながらこの田舎は、この中山間地、ここで生き延びるためにはどうしてもこういうものは執行部、そして議会、そして国民運動を起こしてでも守らにやあいけんというような現状が今来ておりますということを、やはり私は、あのう、これに対しては、まあ、議会は議会として、また、あのう、意見書を、のこと、ことを出すように、またお願いを、まあ、せにやあいけませんし、そして首長は首長として、まあ、理解はございましたが、今から、あのう、各方面で出られた時には、あのう、そういうようなことでこの運動というものをやはり盛り上げてもらわにやあいけんというような、あのう、ことでございます。そういうようなことで、私も初め言いましたように、野党という立場でございますが、しかしながら邑南町1 万2 千7 2 0 人の、これの町民の、あのう、福祉向上ということでは、やはり、あのう、議員の中には野党も与党もございません。やはり町長は、から出されました、その提案に対しましてその予算をどのように執行して貰うかというような立場で国政せん、国政の立場と町議会の立場は違いますが、しかしながらもう一度、あのう、自由民主党の私は再起を夢を見まして、一般質問を終わります。

●議長(三上徹) 以上で山中議員の一般質問は終了いたしました。以上をもって本定例会に通告をされておりました一般質問はこれで全て終了をいたしました。ここで休憩といたします。再開は2 時1 0 分といたします。

—— 午後 1 時5 6 分 休憩 ——

—— 午後 2 時1 0 分 再開 ——

~~~~~〇~~~~~

日程第3 請願の委員長報告

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。日程第3 請願の委員長報告を議題といたします。本定

例会において、請願第2号国保の資格証明書をめぐる請願審査が教育民生常任委員会に、また請願第3号後期高齢者医療制度をめぐる請願の審査が、同じく教育民生常任委員会にふさ、付託をされております。この審査の結果について、委員長の報告を求めます。

●松本委員長(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、8番。

(委員長登壇)

●松本委員長(松本正) 平成21年9月30日、邑南町議会議長三上徹様。教育民生常任委員会、委員長松本正。請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願審査報告について、受理番号、請願第2号。付託年月日、平成21年9月14日。件名、国保の資格証明書をめぐる請願。審査結果、採択。委員会の意見、請願の願意は、括弧1、資格証明書を交付しないこと。括弧2、無保険状態の子どもに無条件で保険証を交付する対象を18歳未満に広げることなどを自治体に求めて、求めている。町の対応を調査した結果、括弧1は未交付であり、括弧2は議会答弁で資格証明書は未交付、しがって、子どもの無保険状態は現在無い。委員会はこれを評価するとともに、その対応が後退しないよう改めて請願を採択し、議会の姿勢を示すべきであるとの意見で一致をみた。委員会はあわせて問題の根源である保険税の滞納発生の要因や実態を分析し、被保険者への減免制度の周知徹底や個別の実態に即した丁寧な納税相談を行うことを執行部に求めることとした。措置、町長に対し、請願の願意を尊重し執行されることを、尊重し執行されるよう強く求める。以上でございます。

●議長(三上徹) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。
(委員長降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。請願第2号の委員長報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方のあ手を求めます。
(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、請願第2号国保の資格証明書をめぐる請願につきましては、委員長報告のとおり、採択とすることに決定をいたしました。

●議長(三上徹) 続きまして、請願第3号後期高齢者医療制度をめぐる請願について、報告をお願いいたします。教育民生常任委員長。

●松本委員長(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、8番。

(委員長登壇)

●松本委員長(松本正) 平成21年9月30日、邑南町議会議長三上徹様。教育民生常任委員会、委員長松本正。請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定した

ので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願審査報告について。受理番号、請願第3号。付託年月日、平成21年9月14日。件名、後期高齢者医療制度をめぐり請願。審査結果、採択。委員会の意見、委員会として請願の願意は資格証明書の交付に関し、政府与党見解や国会答弁、厚生労働省通知等があるにもかかわらず、安易な交付があつてはならないと危惧するもので、危惧するものと判断した。委員会は平成20年度の保険料収納状況を調査し、幸いにも邑南町は特別、普通徴収ともに100%収容であるが県内では、収納であるが県内では99.5%にとどまっている。括弧、普通徴収では98.5%括弧。委員会は資格証明書交付が本格的に実施時期を迎える本年度こそ、広域連合に意見書を提出すべきとの意見で一致した。ただし、保険料の徴収督促の実務は市町村に、市町村が担い、広域連合は滞納制裁を指示し、資格証明書交付を決定する。したがって市町村が分納相談や特別の事情の認定など高齢者の立場に立った対応を行うことを強く要請すべきものであり採択とした。措置、願意により、関係行政機関に意見書を提出することが適当である。以上でございます。

●議長(三上徹) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長に、委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございます。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。請願第3号の委員長報告は採択とすべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、請願第3号後期高齢者医療制度をめぐり請願につきましては、委員長報告のとおり、採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の討論・採決

●議長(三上徹) 日程第4議案の討論、採決。これより議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第74号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これ、これより採決に入ります。議案第74号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第74号平成20年度邑南町一般会計歳入歳出決算

の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第75号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案75号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第75号平成20年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第76号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第76号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第76号平成20年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第77号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第77号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第77号平成20年度邑南町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第78号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第78号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第78号平成20年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第79号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第79号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第79号平成20年度呂南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第80号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第80号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第80号平成20年度呂南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第81号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第81号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第81号平成20年度呂南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第82号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第82号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第82号呂南町職員の勤務時間短縮に係る関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第83号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第83号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第83号呂南町消防団員等公務災、公務災害補償条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第84号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第84号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第84号呂南町国民健康保険、保険条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第85号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第85号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第85号呂南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第86号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、5番。

●日野原議員(日野原利郎) 5番日野原です。一度に色々な経験をさせていただきます。あのう、私は本補正予算案に対しまして賛成の立場で若干申し述べたいと思います。本補正予算案は、最大の焦点は臨時交付金事業であります。計上されている臨時交付金事業は低迷する経済状況を打破する一助となるべく打ち出されたもので、本町においては緊急経済対策臨時交付金、そして公共事業、公共投資臨時交付金。合わせて約6億もの、6億もの予算案であります。これによりこれまで町民の要望事項や各担、担当課における懸案事項などやりたくても財源等の目途等が棚、目途等から棚上げとなっていた事業等を実施しようとするもので、町の行政運営においても、あるいは町経済の内需拡大の面からも大きな期待をもてるものと考えています。中でも教育環境及び施設の整備で約2億円余りは将来を担う子ども達にとっても大変意義のあるものであり、水道施設の改善費6千万円余りも、安全で安定的な水の供給を図るための必要不可欠のものであり、そうした町民密着の事業であります。町民にとって安全安心社会の実現に向けては、まだまだ多くの課題が山積する中で、より重要性の高いものから行おうとするものであると認識しております。しかし、一般質問等でも出されておりますが、政権交代による影響で交付金の凍結といった不安材料も拭いされません。町執行部におかれましては本事業、事業が確実に実施されるよう格段の努力を要望するものです。さらに補正予算案には瑞穂支所の建て替えのための調査設計費1千100万円が計上されております。

す。7番議員さんと私の一般質問で建設にあたっては支所のあり方、分庁方式の検討など将来を見据えたうえで、場所、規模、様式等を決定していただきたい旨、お願いをしたところです。建物は後世に残るものです。特に緊縮財政下で折角建設するうえで、うちは利用面、維持費等、経済面などしっかり議論をし、慎重に対応すべきと考えます。今回の補正予算案は調査設計費でありますので、実施設計の作成にあたっては庁舎内は元より、議会及び町民との、理解を重ねたうえで進めていただくよう再度お願いするものです。以上2点をお願いしま、しましたが、本予算はかつて無いほどの大型補正予算であります。かなら、必ずや町の活性化に寄与するものと期待をして賛成いたします。以上です。

（「なし」の声あり）

●議長(三上徹) それでは反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(三上徹) はい、賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第86号に賛成の方のあ手を求めます。

（全員あ手）

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第86号、平成21年度邑南町一般会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第87号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第87号に賛成の方のあ手を求めます。

（全員あ手）

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第87号平成21年度邑南町国民健、健康保険事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第88号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第88号に賛成の方のあ手を求めます。

（全員あ手）

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第88号平成21年度邑南町国民健保、健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第89号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第89号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第89号平成21年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第90号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第90号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第90号平成21年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第91号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第91号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第91号平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第92号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第92号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第92号平成21年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第93号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第93号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員あ手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第93号平成21年度邑南町電気通信事業特別会計

補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、暫時休憩いたします。ここで資料をお配りいたします。

—— 午後 2 時 3 4 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 3 6 分 再開 ——

(追加日程の配布)

~~~~~○~~~~~

日程の追加 議長発議

- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。お諮りをいたします。先ほど、町長から議案第94号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として。また、松本議員他6名の議員の方から、発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題といたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、議案第94号を日程に追加し、追加日程第1として、また、発議第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(三上徹) 追加日程第1議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第94号 邑南町飛行場、飛行場外かこれは、飛行場外離着陸場条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) 議長。

- 議長(三上徹) はい、石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第94号 邑南町飛行場外離着陸場条例の制定についての提案理由をご説明申しあげます。この度地域活性化生活対策臨時交付金事業により、邑智病院敷地内に防災ヘリコプターの離着陸場を整備したことにより、条例で定めようとするものでございます。詳細については、総務課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

- 日高総務課長(日高禎治) 番外。

- 議長(三上徹) はい、総務課長。

- 日高総務課長(日高禎治) 議案第94号 邑南町飛行場外りち、離着陸場条例の制定についてご説明を申しあげます。制定文をご覧いただきたいと思います。これを読み上げさせていただきますと思います。邑南町飛行場外離着陸場条例。設置第1条、災害時の消火活動、人名救助及び物資の搬送又は緊急患者の搬送等を行う防災ヘリコプターの離、離着陸施設として飛行場外離着陸場、括弧以下かぎ括弧としまして離着陸場という。かぎ括弧、大変失礼しました。ここに、あのう、閉じ括弧が一つ抜けておりました。大変申しわけございませんが、あのう、き、よろしくお願いします。閉じ括弧、を設置する。でございます。名称及び位置でございます。第2条、離着陸場の名称及び位置は、次のとおりとする。名称、邑南町飛行場外離着陸場。位置、邑南町中野3848番地2。管理、第3条でございます。離着陸場は、町長が管理する。委任、第4条、この条例に定めるもののほか、離着陸場の管理及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。附則としまして、この条例は平成21年10月18日から施行するとしております。先ほど町長からございましたように地域活性化生活対策臨時交付金の事業によりまして、今回整備するものでございます。以上でございます。

●議長(三上徹) 今説明がございましたが、閉じ括弧を追加してほしいということでございますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、説明は終わりました。以上で提案、提出者からの提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。議案第94号に対する質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いうでございまして、議案第94号に対する質疑を終わります。これより議案第94号に対する討論に入ります。これより反対討論ございますか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いうでございまして、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第94号に賛成の方のあ手を求めます。

(全員賛成)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第94号邑南町飛行場外離着陸場条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 議員議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(三上徹) 追加日程第2議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発議第4号後、後期高齢者医療制度における資格証明書の交付に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

●松本議員(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、8番松本議員。

(議員登壇)

●松本議員(松本正) 発議第4号を提案をさせていただきます。平成21年9月30日、邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員松本正。賛成者、邑南町議会議員日高勝明。同、邑南町議会議員長谷川敏郎。同、邑南町議会議員石橋純二。同、邑南町議会議員中村昌史。同、邑南町議会議員宮田秀行。同、邑南町議会議員大屋光宏。後期高齢者医療制度における資格証明書の交付に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙とおりに会議規則第13条の規定により提出いたします。提案理由でございますが、先ほどの請願審査のおりにご報告申しあげまして、意見書を提出することが適当であるとの採択をいただきましたので、その趣旨に基づきまして、この意見書を提案するところでございます。朗読をさせていただきます。後期高齢者医療制度における資格証明書の交付に関する意見書。後期高齢者医療制度創設に伴い75歳以上の高齢者に対して、対しての資格証明書交付が制度化された。従来の老人保健制度では公費負担医療対象者と同様、資格証明書交付は除外されていたことから大きな方針変更である。政府与党は6月、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてにおいて、その運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては従来とおりの運用とし、その方針を徹底するとしている。島根県後期高齢者医療公益、広域連合では資格証明書交付は現在無いものと思われるが、交付にあたっては今後も市町村において納付相談等、等により被保険者と接触する機会を通じ個々の事例を把握されたうえで、広域連合と市町村の連携のもと基準に照らし、

機械的な判断により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう以下のことを強く要請します。記、１、広域連合は、資格証明書の交付にあたっては、５月２０日付厚生労働省通知等の趣旨に則り、極めて抑制的であること。２、未納者への対応に万全をつくり、安易な資格証明書の交付は慎むこと。３、国民皆保険の精神を生かした制度の運営を図ること。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２１年９月３０日、島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、松浦正敬島根県後期高齢者医療広域連合長へ、この意見書を届けようとするものでございます。全議員の皆さま方のご賛同をいただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。
(議員降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第４号に、賛成の方の举手を求めます。
(全員举手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第４号後期高齢者医療制度における資格証明書の交付に関する意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、関係行政機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第５ 閉会中の継続審査・調査の付託

●議長(三上徹) 日程第５閉会中の継続審査調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

●議長(三上徹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日これをもって閉会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成２１年第６回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さんでございました。

—— 午後 2 時 4 8 分 閉会 ——